報告書

ドイツソーシャルファームの実地調査報告会

■ 日時：2014 年 9 月 17 日（水） 13：30～16：00
■ 会場：戸山サンライズ 2 階 大・中会議室
■ 主催：公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
■ 助成：教職員共済生活協同組合、大阪府民共済生活協同組合

報告書

ドイツソーシャルファームの実地調査報告会

■ 日時：2014年9月17日（水） 13：30～16：00

■ 会場：戸山サンライズ2階　大・中会議室

■ 主催：公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会

■ 助成：教職員共済生活協同組合、大阪府民共済生活協同組合

目次

序文 …… 4
趣旨・プログラム …… 5
会場風景 …… 6
講師プロフィール …… 7
開会挨拶 …… 8
湯澤　茂男
公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会　事務局長

報告１
「ドイツ現地調査から学ぶ　ドイツのソーシャルファームの動向と日本の方向と戦略」 …… 9
炭谷　茂
社会福祉法人　恩賜財団済生会　理事長
公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会　会長
ソーシャルファームジャパン　理事長

報告２
「ドイツのソーシャルファーム訪問調査報告」 …… 29
寺島　彰
浦和大学総合福祉学部　教授

質疑応答 …… 42
閉会挨拶 …… 46
野村　美佐子
公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会　情報センター長

参考資料 …… 47

序文

炭谷　茂

社会福祉法人　恩賜財団済生会　理事長
公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会　会長
ソーシャルファームジャパン　理事長

ソーシャルファームづくりは、全国各地で着実に進んでいる。

ソーシャルファームは、障害者をはじめ引きこもりの若者、高齢者、刑務所出所者、ホームレスなど一般の労働市場では適当な仕事を見つけることが困難な人のため、就業の場を作るものである。仕事の種類は、農業、酪農、製造業、サービス業など幅広い。社会的に孤立し、また、社会的排除を受けている人を社会の一員とし、人間としての尊厳の向上に大きく貢献している。これは、世界の社会政策の基本理念となっているソーシャルインクルージョンの具現化に貢献している。

ソーシャルファームは、一般の民間企業と同様のビジネス手法で経営をする。従業者は、社会的なハンディキャップを有するだけに経営を軌道に乗せることは容易ではない。競争力ある商品やサービスの開発、販売先の開拓、経営資金の確保など沢山の高い壁にぶつかる。ソーシャルファームジャパンでは、ソーシャルファーム経営者、研究者、民間企業ＯＢなどが集まり、克服方法を研究している。

ソーシャルファームは、ヨーロッパで生まれ、発展を続けている。イタリア、ドイツ、イギリス、オランダ、フィンランド、スウェーデン、ギリシャ、ポーランドなどヨーロッパ全体に設立されている。１万社を超え、今や障害者等の就労の場としては不可欠な存在になっている。

そこで日本において我々が直面している課題の解決のためには、これらの諸国の経験が大変有益であると考え、昨年７月のイギリスでの調査に続いて、今年６月にドイツのソーシャルファームを訪問、ソーシャルファームの専門家と意見交換を行った。ドイツは、世界の中でも最もソーシャルファームが成功している国であるが、その背景、理由、仕組み、国民の意識などを詳細に把握することができ、今後日本がソーシャルファームを推進するために大変参考となる情報を得ることができた。ソーシャルファームに取り組もうとしている人たちの参考になれば、幸いである。

終わりに、今回の調査に当たって助成をいただいた教職員共済生活協同組合、大阪府民共済生活協同組合に厚くお礼を申し上げたい。

趣旨

ソーシャルファームは、障害者、ホームレスなどの就職困難者の雇用を目的とした社会的企業である。人口の高齢化等による社会保障費の増大に対応するため、先進諸国では、その設立を政策的に誘導している。近年、我が国においても、2012 年 6 月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」のように、補助金に頼らない障害者の雇用政策が始まっている。

これまで、日本障害者リハビリテーション協会においては、諸外国のソーシャルファームについて、調査してきており、昨年度は、イギリスを調査し、本年は、法律を制定し補助金を支給する等積極的な公的支援策を行っているドイツの制度の現地調査を行った。本報告会において、その結果を参考にしながら、わが国においても成長しつつあるソーシャルファームというべき企業の関係者に集まっていただき、その課題等について議論・整理し、今後のわが国のソーシャルファームの方向性を明らかにする。

プログラム（順不同・敬称略）

13：30-13：40　**開会挨拶**
湯澤　茂男
（公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会　事務局長）

13：40-14：40　**報告１「ドイツ現地調査から学ぶ**
ドイツのソーシャルファームの動向と日本の方向と戦略」
炭谷　茂
（社会福祉法人　恩賜財団済生会　理事長
公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会　会長
ソーシャルファームジャパン　理事長）

14：40-15：30　**報告２「ドイツのソーシャルファーム訪問調査報告」**
寺島　彰（浦和大学総合福祉学部　教授）

15：30-15：50　**質疑応答**

15：50　**閉会挨拶**
野村　美佐子
（公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会　情報センター長）

会場風景

湯澤　茂男氏による開会挨拶

炭谷　茂氏による報告

野村　美佐子氏による閉会挨拶

寺島　彰氏による報告

会場風景

講師プロフィール

炭谷　茂 / Shigeru Sumitani

社会福祉法人　恩賜財団済生会　理事長
公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会　会長
ソーシャルファームジャパン　理事長

1946 年富山県生まれ。1969 年東京大学法学部卒業後、厚生省（現厚生労働省）に入る。厚生省社会・援護局長、環境省官房長等を経て、2003 年 7 月環境事務次官に就任、2006 年 9 月退任。現在恩賜財団済生会理事長、富山国際大学客員教授、学習院大学大学院非常勤講師、ドナルド・マクドナルド・ハウス財団理事、朝日新聞厚生文化事業団理事等を務める。

また国家公務員在職中から一個人として障害者、ホームレス、引きこもりの若者、刑余者などへの就労支援、貧困地域のまちづくりなど社会貢献活動に従事している。

最近の著書に「私の人権行政論」（解放出版社、2007 年）、「環境福祉学の理論と実践」（編著、環境新聞社、2006 年）、「社会福祉の原理と課題」（社会保険研究所、2004 年）「地球環境問題の新常識」（共著、東洋経済新報社、2004 年）

寺島　彰 / Akira Terashima

浦和大学総合福祉学部　教授

大学で障害児教育について学んだ後、身体障害者更生施設のソーシャルワーカーとして 16 年間勤務した後、厚生省（現厚生労働省）障害福祉専門官、国立身体障害者リハビリテーションセンター国際協力専門官、同センター研究所障害福祉研究部社会適応システム開発室長、同障害福祉研究部長等を経て現職。研究テーマは、障害者政策と福祉機器を活用したソーシャルワーク。

社会福祉学会、介護福祉学会、経済政策学会、地域政策学会会員。日本障害フォーラム国際委員長、障害者放送協議会放送通信バリアフリー委員会委員長、総合リハビリテーション研究大会常任委員等を務める。社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員。

開会挨拶

湯澤　茂男

公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会　事務局長

皆さんこんにちは。日本障害者リハビリテーション協会の湯澤でございます。当協会の炭谷会長を前に僭越でございますが、主催者を代表いたしましてご挨拶を申し上げます。

本日は「ドイツソーシャルファームの実地調査報告会」と題しまして報告会を持たせていただきました。大勢の方々にご出席いただき厚くお礼申し上げます。

日本障害者リハビリテーション協会は毎年、障害者支援と社会参加の促進を目指しまして、さまざまなテーマでセミナーやシンポジウムを企画してまいりました。そしてここ数年、障害者を含むいわゆる就業困難者が一般労働市場で働けるようにするための雇用形態でもありますソーシャルファームに焦点を当てまして、この分野の専門家を欧州から招いてシンポジウムなどを開催してまいりました。

今回は昨年に引き続きまして海外調査報告として、ソーシャルファームに特徴のある、具体的には法律を制定して積極的な公的支援を行っていますドイツを実地に訪問し調査をいたしました。本日のプログラムにございますように、報告１としまして、はじめに、平成 21 年に発足したソーシャルファームジャパンの理事長で恩賜財団済生会の理事長でもあります炭谷茂氏による「ドイツ現地調査から学ぶ　ドイツのソーシャルファームの動向と日本の方向と戦略」と題してご報告いただきます。続いて報告２、浦和大学の寺島彰教授に「ドイツのソーシャルファーム訪問調査報告」をいただきます。その後、フロアからのご質問、ご意見もいただく時間があろうかと思います。どうぞ皆様には積極的なご発言、ご意見を頂戴できればと思いますのでよろしくお願いいたします。

終わりに、報告いただきますお二方には主催者を代表して厚くお礼申し上げますとともに、今回の実地調査および報告会は、教職員共済生活協同組合様及び大阪府民共済生活協同組合様のご支援をいただきまして、実施・開催することができました。このことに感謝と御礼を申し上げまして、簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

報告１

「ドイツ現地調査から学ぶ
ドイツのソーシャルファームの動向と日本の方向と戦略」

炭谷　茂

ソーシャルファームジャパン　理事長
社会福祉法人　恩賜財団済生会　理事長
公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会　会長

私はこの日本障害者リハビリテーション協会の会長を務めております炭谷と申します。今日は「ドイツソーシャルファームの実地調査報告会」にこんなにたくさんの人が平日にもかかわらずご出席いただきまして、まず厚くお礼申し上げたいと思っております。

私ども、何とか日本にソーシャルファームというものを普及させたいということでいろいろ活動してまいりました。この活動のヒントを得ようということで、昨年度はイギリス、今年度はドイツにまいりました。非常に成果は大きかったので、これをこれからの日本のソーシャルファームの発展に役立てていきたいという気持ちを持っております。

そこで、私の方からまず、今回のドイツの現地調査から学びました、これから障害者対策はどうあるべきか、また、さらにソーシャルファームはどうしたら発展させることができるのか、ドイツの実地調査を踏まえながらお話をさせていただきたいと思っております。

具体的にドイツの実情はどうだったかについては私の後に浦和大学の寺島先生に具体的な話をしていただきます。重複するところはもちろんありますが、詳しい具体的な内容は寺島先生の方にお任せをしまして、私からはそれを再構成いたしましてお話しさせていただきます。ですからちょっとわかりにくい点はお許しいただきたいと思っております。

今日、お配りしたレジュメをご覧いただければと思います。これに沿いながらお話しさせていただきます。

１．総括として

（１）ドイツのゲロルド・シュバルツ氏によって作成された調査プログラムによって大変充実した調査ができた。関係者に厚く感謝したい。

（２）障害者等社会的に問題を抱える人の人権の向上のため、また、現在の経済、社会的状況に照らし、ソーシャルファームの重要性を確信できた。日本においてもソーシャルファームの設立をさらに強力に進めていかなければと改めて思った。

（３）しかし、ソーシャルファームを設立・経営していくためにはいくつかの困難な課題があることも事実である。これを克服していかなければならない。

（４）このためには政治面と社会面に関するマクロ的な戦略が必要である。
次に経営面と技術面に関するミクロ的な戦略が必要である。ソーシャルファームジャパンの役割は、極めて重要である。

（５）これらの戦略の策定にはソーシャルファームの先進国で豊かな経験と実績があるドイツ、イギリス、イタリア、フランス、オランダ、フィンランド、ギリシャ等が大変参考になる。国によってソーシャルファームの姿は、かなり差異がある。日本は、これらの国と密接な連携・交流を取りながら、推進していきたい。ソーシャルファームジャパンとしてヨーロッパとの絆が一層強化されたことは、今回の成果の１つでもある。

（６）これまでの調査を踏まえ、日本は、日本の政治、経済、社会等の条件に適合した独自の「日本型ソーシャルファーム」の確立を目指して行くべきである。

まず初めから、今回の調査に基づいて得たもの、総括を最初にさせていただきたいと思います。今回の調査については後ほど寺島先生に話していただきますが、大変充実しておりました。

これはこのプログラムを組んでくださったゲロルド・シュバルツさん、この方は日本に既に４回ほどお呼びして、一緒にソーシャルファームについて考え合ってきた人でございます。顔なじみの方ですけれども、大変きめ細かいプログラムを組んでくれました。現在彼は、ポーランドのワルシャワに住んでいます。わざわざ調査にあたってはワルシャワから飛行機ではなく、自動車でベルリンに来ていろいろ案内をしてくれました。彼はもともとドイツ人でして、ベルリンと言っても共産圏の方の東ベルリンに生まれ育ったのですが、現在はワルシャワに住んでいますが、わざわざ来てくれました。彼はドイツのソーシャルファームの、いわば設計者、パイオニアという位置づけです。ですから大変人脈もあり、現状にも通じているということで、きめ細かい配慮をしてくれました。また日本側の連絡に当たっては、司会を務めてくれている野村さんがああでもないこうでもないということで、いろいろと注文を付けましたので、大変いい結果ができたのではないかと思います。このような調査ができたのも、10 年近くにわたるシュバルツさんとの長い交流の結果だろうと思います。厚く感謝している次第でございます。

今回の調査を得ての結論を先に申しますと、やはりソーシャルファームというのは絶対に必要だということ。現在のドイツを含め、ヨーロッパ先進国の障害者対策だけではなく、障害者を含めて社会的に不利な立場にある人の今後のいわば人生を考えると、ソーシャルファームというものは絶対不可欠な存在であるということを確信したわけです。それに比べて日本ではまだまだ進んでいないなということで、一層努力しなければいけないということが今回の最大の結論、もしくは確信に至ったわけでございます。

しかし、これまで我々が学んでまいりましたように、ソーシャルファームをやろうと思ってもなかなか難しい。どういう仕事をしたらいいのか、お金をどうするのか、どうやってモノを売ったらいいのか。いろいろなつまずきがいっぱいあります。なかなかスムーズにいきません。

ドイツも同様でした。しかしドイツはそれらを克服しました。大きく言って克服の仕方は2つの分野に分かれると思います。

1つはマクロ的な戦略、これがドイツではしっかりとられていました。政治的な面、社会的な面、この2つにわたってしっかりとした対策がとられていた。つまり政治的な面とは、政治家に障害者対策、また、ソーシャルファームというものを理解してもらい、それを法律面、財政面で制度化してきている。これは1つの政党だけではなくすべての政党が援助してくれている。また、社会面では、これまた私の今回得た強い確信ですけれども、国民の障害者に対する理解。理解というよりも障害者に対する考え方が日本と全く違いました。ここの成熟性、この部分がなかなか日本の社会ではまだまだだなと。これも1つの私の今回ドイツで学んだことの大変大きな点です。社会面、国民全体。その中にはもちろん企業支援や団体の支援もあります。しかし、それよりも幅広い一人ひとりの国民の障害者に対する態度が全く違います。どんな態度なのか。これは私の1時間にわたる話の中で明らかにしていきたいと思います。これがマクロの戦略ですね。

ミクロの戦略は、つまりソーシャルファームを作っても経営がうまくいかないという経営面。そして技術面、どういうふうにしてソーシャルファームの製品を作ったらいいのか。その両方の面、これがより具体的になります。これについてもドイツは大変工夫していることがわかりました。こういう両面、マクロ面、ミクロ面、両方しっかり組み立てないと、ソーシャルファームというものは日本でもなかなか育ってこないのかなという意識を持ちました。

（5）に書きましたが、昨年はイギリスにまいりました。今年はドイツです。両方、全部違うのですが、両方から得たものは大変大きいです。ソーシャルファームジャパンでは今年6月にフランスから、やはりソーシャルファームの一種であるジャルダンという組織を招きました。それから日本障害者リハビリテーション協会では以前、イタリアの人を招いたりオランダの人を招いたりして勉強しました。それぞれ国によって違うんですね。そして国によってそれぞれ工夫をしてされている。これがソーシャルファームの1つの特徴でもあるのです。1つの型だけではないのです。一言で申しますと、昨年度行ったイギリスは経験主義です。これはイギリス人らしいところです。物事を歩きながら考える。だからあまり体系的にしっかりしたものはない。しかし悪い点があれば少しずつ直していこう、これがイギリス流です。

一方、ドイツは、皆様方お気づきのように、大変理論的にしっかりしています。論理的と言いますか体系的にしっかりしている。日本人に比較的近いのかなと思いました。ですから強力にソーシャルファームが進行しています。これがドイツ流。イタリアは、生活協同組合の形をとって進んでいる。フランスはどうか。フランスは官僚国家ですので、ですから国家の支援が大変大きい。そして一つのジャルダンの組織でいえば3,000人の、これは主に刑務所からの出所者ですが、その人たちの社会参加をするための活動をしている。そしてジャルダンの組織ではそれぞれの農業においていろんな工夫をしながらやっている。つまり農業国ですね。そうい

う違いがある。それからゲロルド・シュバルツさんの住んでいるポーランドなどでは法律を作ってやっている。

それぞれ国によってこのように違うのですね。それぞれ国の違いがありながら発展している。ここが重要だと思うのです。どうもソーシャルファームというのは１つの型ではないですね。１つの国だけを勉強して「これがソーシャルファームだ」と思ってやっているとうまくいかないわけです。ですから（６）に書きましたけれども、日本的な風土に合った日本型ソーシャルファームを求めることをさらに求めていくことが肝要かなというのが結論として持っています。

また、我々はそれぞれ違いますけれども、それぞれの国との交流をしっかり持っていきたい。例えばイギリスに昨年行ったおかげで常にイギリスから、今はインターネットの時代ですから、インターネットで情報をくれます。また、ドイツに行った結果、ドイツとも綿密に一緒になって考えていこう。フランスも同様です。フランスのジャルダンとも何か一緒に製品を作ってはどうかというプロポーズもいただいています。このようにヨーロッパと一緒にやることによって、日本のソーシャルファームは発展していくと思っていますし、その礎になったのは、今回、また昨年の調査だろうと考えています。

２．ドイツの障害者施策の基本

そこで２です。ソーシャルファームと離れて、ちょっと大きなことをお話しします。ここが大変肝心なところだと思います。

私自身、実はドイツに行ったのは今回が初めてです。あまりドイツの福祉に関心を持っていた方ではありません。主にイギリスや北欧を勉強していましたので、ドイツの福祉なんて大したことないということであまり勉強してきませんでした。いや、今回行って、大きな誤りだった、ちょっと損をしたなという気を持っています。と申しますのは、ドイツの障害者対策は哲学的な意味で大きな要素を持っています。

（1）社会の一員としての通常の暮らし方

①　障害者の人権の確立

日本と比べ特に精神障害者施策は 30 年先行している

当事者、関係団体の運動。政治、行政の対応。何よりも国民の態度

（１）に書きましたけれども、障害者といえども社会の一員として通常の暮らし方ができることを追求する、これが基本に置いている。これが理屈、スローガンではなく、それを追い求めて現実に、我々が見たのはベルリンとハンブルグだけですが、その都市の中で経験することができました。

障害者対策、日本も充実しました。しかし日本はまだまだヨーロッパと差があるなと思いました。私はイギリスと日本では特に精神障害者については 30 年遅れていると今でも思っています。ドイツともやはり少なくとも 30 年遅れている。そういう状況が今あると思っています。精神障害者だけではなく、身体障害者、知的障害者など他の障害についても日本とドイツの差は残念ながらまだまだあると考えています。

なぜそうなるのか。これは政治や行政の役割もあります。それからまた障害者自身の運動、それを支える民間団体の力もあります。しかし、何よりも、ここが肝心ですが、理屈の世界ではありません。実際に感じたのは、国民の理解・態度、それが違うのですね。よく、海外に行って、北欧に行って、北欧の住民の方々は弱者を助け合っているとかきれいごとを書く人がいますけれども、今回の場合は、そういうものではなく国民一人ひとりが障害者を１人の人間としてちゃんと接している。ここが違うのだなと。この感覚というのは、やはりこれからの日本が目指すべきところだと思っています。

② ノーマライゼーションを超えてソーシャルインクルージョンへ

ソーシャルインクルージョン政策も１つの過程・手段として認識しなければならない次の段階は何か？

グレンツファールホテル (Hotel Grenzfall) の場合

サービスの水準、客の利用は、一般のホテルと全く同様である

これまで戦後の障害者対策はノーマライゼーションを中心にして行ってきました。次の段階、20 年ぐらい前からノーマライゼーションを克服して、現在はソーシャルインクルージョンに移りました。今回もドイツに行って、ノーマライゼーションと言う人は誰もいません。今はソーシャルインクルージョンに基づいてこのようなソーシャルファームをやっている、障害者対策をやっているという話でした。ノーマライゼーションにしろソーシャルインクルージョンにしろ、これは手段です。目標ではないです。目標ではなく政策の手段です。ですからそれが次から次に変わっていくというのは、ある意味当たり前の話です。

今、私が今回の調査を踏まえて思っているのは、日本はまだノーマライゼーションにとどまっているということ。ヨーロッパで考えれば既に 20 年前に終わった話をまだやっているというのが日本の状況だと思います。そして今はソーシャルインクルージョン。どうもソーシャルインクルージョンも手段というのはもう不必要になってきたのかなと。もう次の段階にきている。次の段階の言葉はまだ文章化されていませんけれども、次の段階にもう入っていると思っています。

例えば、私どもは５日間にわたってグレンツファールホテルというホテルに泊まりました。ここは一種のソーシャルファームです。所有者は教会です。しかし経営をしているのはホテルのプロで完全なる黒字なのです。そして 37 名の従業員がいます。私自身、済生会の理事長になる前はリゾートホテルの経営者でしたので、ホテルについてはある程度の感覚があります。37 人というのは確かに従業員としては多いと思います。というか多すぎます。37 人の従業員のうち、なんと 31 人が重度障害者という状況です。我々はグレンツファールホテルというのはソーシャルファームだということがわかっていましたから、着いた当時からどうかな、という目で見ていました。レセプショニストに会うと、この人は精神に障害を持っているな、レストランに行くとこの人は聴覚に障害があるなというのがわかる。しかし、ここが重要ですが、マネージャーに聞くとここに宿泊する人の 75%は、ここがソーシャルファームのホテルだとは知らないで泊まっている、普通のホテルとして選択している。日本で言えば楽天のインター

ネット予約システムに基づいて泊まっているだけ。そして誰も気がつかない。あの人が障害を持っているなとは気がつかないし、特別にも考えていないということです。そうやって選択されている。このホテルが普通のホテルと全く同じ扱いになっていて、一緒になって競争している。ここが違うのですね。障害者がやっているホテルだからもっと利用してくださいというようなことではなく、１つの経済主体として通常の経営をしている。そして利用する方も特別な感情を持っているわけではない。ここにドイツの障害者対策の成熟度、現在の達成度というものを感じます。

ですから、ノーマライゼーションというのはまずはバリアフリーとか、段差をなくそうとか、障壁を除こうとする。ソーシャルインクルージョンは、さらにその人たちを社会に包括するためのダイナミックな動きをする政策です。しかし、今は第３段階にきているわけだと思います。

（２）原点はナチスによる障害者虐殺の歴史の深い反省に立って推進

消すことのできない歴史

ホロコーストと同様

このような歴史は決して最初から、ドイツ人が特に優しいから、人権意識があるから発展したわけではありません。これは残念ながら悲しい歴史、（２）に書きましたが、ナチスの障害者虐殺の歴史の反省に立っているということも事実です。ホロコースト、600 万人のユダヤ人が虐殺された。それと併せてナチスは障害者を虐殺した。この反省を踏まえて、この歴史的教訓を現在でも大切にしながら、今、障害者の人権を拡充してきた。これが今日ではごく自然に受け止められていると思っています。

（３）制度的・財政的枠組みが綿密に設計されている

国、州政府の明確な意思

2001 年にソーシャルファーム関係法の制定

ドイツ社会法典第９編 132 条～ 135 条（SGB IX）として規定

手厚い財政措置

（３）のように、このような動きを受けて政治の世界では、制度的、財政的な枠組が綿密に構成されていると感じました。2001 年にはソーシャルファーム法というものが、単独法ではなく、ドイツ社会法典という大きな法典の中の一部に組み込まれていますけれども、その中に位置づけられているわけです。そして手厚い財政援助を併せて入れてソーシャルファームの発展に寄与してきたということです。

３．ソーシャルファームの基本知識（初めての人のために）

今日参加しておられるうちのかなりの人は、ソーシャルファームは何なのかということは既に予備知識として持っていらっしゃいますけれども、初めての方もいらっしゃると思います。そこで、ソーシャルファームの概念について簡単に説明します。３の（１）です。これはいず

れも 2010 年のシンポジウムのときに、今回案内していただいたゲロルド・シュバルツさんのものを引用しています。

（1）ソーシャルファームの概念　ソーシャルファーム・ヨーロッパ（CEFEC）による（1997 年）
2010 年の日本障害者リハビリテーション協会主催のシンポジウムでのゲロルド・シュバルツ氏の資料より

①ソーシャルファームは、障害者あるいはその他の労働市場に起きて不利な立場にある人々を雇用するために作られたビジネスである
②ソーシャルファームは、その社会的使命を追求するために、市場志向の商品やサービスの提供を行うビジネスである
③ソーシャルファームの従業員の相当数が、障害者あるいはその他の労働市場において不利な立場にある人々である
④各従業員は、仕事内容に応じ、市場の相場に従って賃金または給料を支給される
⑤労働の機会は、不利な立場にある従業員と不利な立場にない従業員とに、平等に与えられる
⑥すべての従業員は、雇用に関して同等の権利と義務を持つ

ヨーロッパの統一の定義です。
①ソーシャルファームというのは障害者などその他労働市場でなかなか通常の仕事が見つかりにくい人、そういう人に対する支援、就労の場である。
②ビジネス的な手法として行う。
③すべてが障害者などの当事者ではなく、相当数いるということになっています。これは国によって割合は違います。少ないところでは４分の１、多いところでは２分の１。大体その範囲に収まっているだろうと思います。
④⑤⑥ですけれども、障害者など当事者も通常の労働者と同じ賃金、同じ労働条件で勤務をするということになっているわけです。

ですから簡単に言えば、ソーシャルファームというのは、障害者などの何らかのハンディキャップを持っている人、通常ではなかなか一般企業では働けないという方に対して通常の労働者と同じような勤務ができるものを提供する、そういう企業体です。

（2）ドイツの状況
①　2007 年現在約 700 のソーシャルファーム
②　従業員 1 社平均 28 人
③　年間売上高 1 社平均 100 万ユーロ（１億４千万円）
④　従業員の 25 ～ 50%が障害者

ドイツの状況です。少し古い資料ですが、2007 年現在は 700 のソーシャルファーム。
現在はもっと増えていると思います。従業員は 1 社当たり 28 人。年間売上高、１社当たり 100 万ユーロ、１億 4,000 万円。従業員のうち 25 ～ 50%程度が障害者となっているのが４年前のゲロルドさんの発表で出ています。現在も多分、多くのところは変わっていません。ただ、

数は当然増えているわけです。

ですからつかんでいただくイメージは、私どもが今度訪れたところは、後ほど寺島さんにお話しいただくように、小さいイメージで全くないんです。日本でいうところの中小企業の真ん中くらいのイメージです。よく大田区などの中小企業を訪れますが、あの中でも大きいところのイメージです。本当に小さい町工場のイメージではありません。日本の福祉作業所のイメージから大きく離れています。もっと大きい、中小企業でも大きい方の工場だと考えればいいのではないかと思います。従業員の数も我々が行ったところも100名近くいらっしゃるのではないかと思います。広大な、例えばインテグラというところに行きましたけれども、そこではトラックが５～６台いましたし、敷地面積は小学校のグラウンドぐらいあったのではないかという感じがあります。

４．ドイツでソーシャルファームはなぜ必要になったのか

（１）障害者の働き方の転換

①　通常の労働者として働きたい

被保護労働から脱して

福祉作業所の30万人が就業

福祉作業所の就業者は、30年前は毎年４％増加

高齢化、家族の変化、経済不況

事業者と契約

労働市場の一員

→ソーシャルインクルージョンの推進のために障害者権利条約が後押し

精神障害者の生活や就業状況に大幅な改善が要するという調査も出された

ドイツでなぜソーシャルファームが必要になってきたかということです。

まず（１）、これが強調したいところですけれども、障害者の働き方の転換を図りたい。これは障害者自身からも出てきました。通常の労働者として働きたい。これまでは日本では残念ながらこの段階にとどまっているとおもうのですが、被保護労働から抜け出したいと。当時、ソーシャルファームが考えられたときは、30万人の福祉作業所、日本で言えば障害者自立支援法に基づく施設、昔で言ういわゆる授産施設のイメージで、30万人がここで働いていらっしゃいました。しかしそこは日本の状況とほとんど同じです。給料も安い。仕事も自分に合わないという状況です。でも就業希望者は毎年4%ずつ増えていったということです。当然、高齢化して障害者が多くなった、また核家族化によって自分たちを支援してくれる人、面倒を見てくれる人が少なくなったという事情。全く日本と同じです。そこで通常の労働者として働きたい、事業者と労働契約を結んで働きたいということが出てきました。なかんずく、これは政府の調査でも出てきたのですが、精神障害者の就業状況もよくない。これは問題だということも明らかになり、これが後押しをしております。

こういうことが第２番目の理念であるソーシャルインクルージョンの推進のためにも、この

ソーシャルファームが必要だと言われたわけですけれども、障害者権利条約の批准が大きな後押しにもなったということを話してくれました。

ですからこれは、障害者自身が自分たちは一人の人間として一人の人生を得るためにこういう働き方をしていいんだということが起こってきた。これが１つです。

② 支援団体の活動と政治の動き

1985 年 1 月に設立された FAF (ソーシャルファーム支援機構) が政治家、労働省へロビー活動

まず精神障害者、刑務所出所者関係が重点要望

→ 圧力団体の必要性、有効性

1987 年　FAF はバイエルン州で補助金を受けてソーシャルファームを設立成功事例を示す

超党派の政治家の理解

2001 年にソーシャルファーム関係法の制定

社会保障法典に規定

→ 法制度がソーシャルファームの推進力に

③ 障害者以外の刑務所出所者、長期失業者、高齢者、障害者に該当しない難病等の患者等はどうか

ドイツでは現在は重視されていない模様

→ しかしソーシャルファームの趣旨からして対象からは絶対に外してはならない

２番目、これを支援する団体の活動とそれに呼応した政治の動きがドイツにあったということです。1985 年 1 月に FAF ＝ソーシャルファーム支援機構が設立されました。ここに我々が行ってまず全体像を教えていただきました。彼らは労働省へロビー活動を活発にいたしました。狙いは、まずは遅れている精神障害者、また刑務所からの出所者。この２つの就業問題をとらえてキャンペーンをします。このキャンペーンが大変大きな成果を招いた。だから日本でもこのような社会キャンペーンというものが重要だろうと思いました。

1987 年、FAF はバイエルン州で補助金を受けます。ドイツは州単位で物事が動いていますので、この州の補助金が大変役に立つと、案内をしてくれたシュバルツさんもおっしゃっていました。

FAF は、こんな働き方は重要だと理屈で言っても、誰も政治家も相手にしてくれない、こんなことできるわけがないだろうということで相手にしてもらえなかったというんです。それであれば何とか自分たちで実績を示さなければいけないと。それにバイエルン州が応えてくれた。当時始めたときに FAF の人たちが言われたのは、どうせこんなのは放っておけば自然に消滅すると。つぶれるに決まっていると言われたということでした。そこで逆に、歯を食いしばって頑張って成功させないといけないと努力をしました。それが成果を現し、成功するわけです。これに超党派の政治家が動きました。2001 年には法律ができ、これが法制度によってソーシャルファームの推進力になったということを話してくれました。

この発足は、刑務所からの出所者や精神障害者の就労の場を作るために起こったわけですが、現在、我々が調査をした限りでは、障害者以外の刑務所出所者、長期失業者、高齢者、障害者に該当しない難病患者という人たちもいらっしゃるはずです。当初、ソーシャルファームを起こすときはこういう人たちにも力を入れようと起こったのですが、どうもヒアリングをしている感じだと、こちらがどうもなおざりになっているのではないか、問題が多いのではないかというふうに思いました。現在は障害者を中心にすすめられているという感触を持ちました。

なぜなのかというと、後ほどお話ししますけれども、障害者の雇用率を満たしていない団体からは賦課金をとります。その賦課金をもとにして施策を打っている。そういう関係も大きいのではないかという印象を持っています。

（2）ソーシャルファームの財政効果

FAF の制度要求の根拠にする

政治家、行政の説得材料に

福祉作業所は 1 人年 13,567 ユーロ（190 万円）を要している

ソーシャルファームはずっと少ない

社会福祉経費の増嵩による財政難

→ これを重点的に強調することはどうだろうか

次に 2 番目の財政効果。これはFAF の幹部がさかんに強調していたのですけれども、ソーシャルファームの方が、財政効果があるのだという説明をしたということです。

福祉作業所はドイツの場合は 1 万 3,576 ユーロ、日本円に直すと 1 人当たり 190 万円のお金がかかっている。それに比べてソーシャルファームは経費が安く済みますと、政治家や行政を説得していたというのです。なるほど人間というのはこういうことを説明すると、日本では財務省なんかが飛びついてくれるのかなと思います。しかし手段と目的を混同してはいけない。あくまで目的は、財政削減ではないです。これが当初から目的化してしまうと、何のためにやっているのかということになります。ですからあくまでこれは結果であって、これを目的にすると、変なおもしろくない方向に走ってしまうのではないかと私は思いました。

（3）これからの新しい国家政策として必要になったことも大きいと考えられる

（今回のヒアリング対象者からは直接的な言及はなかったが）

日本を含め先進国共通の方向である

① 障害者の人権尊重の徹底

② 金銭・サービスを給付する福祉政策から就労を保障する政策へ

これによってソーシャルインクルージョンを図る

国家政策としてもソーシャルファームは必要になってきたのではないかと思っています。

これからの先進国共通の国家政策、社会政策というのは、障害者などの人権尊重を基本にしないような国家というのは、国家として存在は許されなくなってきている。こういうことが先進国の共通の国家政策だと思います。日本の場合は残念ながら、そういうふうにあらねばなら

ないというふうに希望を含めなければいけないのですが、やはり国家というのは、障害者、難病患者、高齢者、社会的に弱い立場の人であっても人権というものをしっかりと守っていく、向上させていく、それが国家政策の基本だろうと思います。

そして今は、単に 20 世紀型の福祉のように、再分配をする政策、つまり金銭やサービスを交付する手段から、みんなが社会に参加をする、そしてその手段として就労を促進する、そういう方向に移っているのだろうと思います。これによってソーシャルインクルージョンが図れるということを、国家政策の基本に先進国はしているのだろうと考えています。

5．ソーシャルファームの社会政策としての意義
（今回の調査から炭谷が考察したこと。6も同様）

ではソーシャルファームの社会政策としての意義はどんなものがあるのか。これは直接これに焦点を当ててヒアリングするということはしませんでしたけれども、これまで我々が 1 週間にわたる調査の結果、私なりに整理したものです。

（1）既存の社会政策の限界

① 対象者を保護対象として捉えている
このため人間の尊厳性の確保、人権保障に問題

② 非効率的支出、国民負担の増大
低成長、少子高齢化
サービスの質の低下、供給量の限界

③ 官僚・行政組織の肥大化
権力的な運営。ムダな財政支出

④ 対象者のモラルハザード、不正受給を招く可能性

（1）既存の社会政策の限界ということです。

つまり日本はまだまだこうではないかと思うのですが、対象者、つまり障害者などをあくまで保護する対象として現在でもとらえている。これではいけないのではないかということで、冒頭以来私が強調している人権というもの、また人間の尊厳性というものを確保しなければいけない。残念ながらこれまでの福祉障害者政策は保護対象としてとらえていたのではないか。

②、非効率的支出、国民負担の増大。これが出てまいります。少子高齢社会、低成長、それによってサービス量は限界があり、またそれに伴って質の低下もきたしています。

③、これは日本において強調しないといけないと思いますが、福祉政策になるほどメニューはたくさんそろいます。それに応じて役人の数、事務費が増大する。大体 1 つの制度を打つ、例えば 100 億円の制度を打つと、10%は行政の管理費用です。これは大変無駄な話です。せめて 100 億円全部が福祉サービスに使われればいいんだけれども、10%は必ず人件費や事務費に使われてしまう。このコストが膨大にふくらんでいる。これは日本だけでなくドイツや先進国、共通した問題です。

④、残念なことにこのような福祉の給付というのはともすればモラルハザードがある。よく

言われますね、せっせと働くより生活保護をもらって休んでいたほうがいいやとか、不正受給という問題もある。これは一般の人から批判も出てまいります。

（2）ソーシャルファームの社会政策としての意義

① 当事者の生きがいの増大、人間性の尊重
② 事業者の創意工夫、サービスの質の向上
③ 当事者、事業者、住民の参加によるソーシャルインクルージョンの確立
④ 行政組織の簡素化、行政管理費用の節減

それに対して、ソーシャルファームの社会政策としての意義ですけれども、先ほど来、強調していますように、当事者の生き甲斐の増大、人間性の尊重、そして障害者の人生の送り方、また自分の人生の選択の拡大になるという面があります。

②、サービスを提供する事業者自身がいろんな仕事が考えられる。そして質の向上にもつながってまいります。何よりも、当事者だけでなく、事業者、また住民もそれに協力する。またそれを利用する国民もこれに参加することによってソーシャルインクルージョンの確立が図れる。そしてソーシャルファームは官僚組織の中に属しませんので、行政組織の簡素化、または行政管理費用の節減につながっていくわけです。

6．ソーシャルファームの経済政策としての意義

（1）経済主体の１つとして

既存の経済主体へのけん制勢力になりうる
株主の利益追求を第一に考える既存の主体
公益面の欠如
公益的利益を利益の確保と同等に重視

それでは経済政策としては、どのような意義があるのか。

これはソーシャルファームが１つの経済主体になっている。いわば民間企業と同じように伍していけるような位置づけになっているのです。

民間企業は言うまでもなく同じ仕事をしていても究極的には利潤を目的にしている。金儲けを目的にしている。これはいい悪いではなく、企業として当然のことだと思います。利潤を追求する。それに対してソーシャルファームは利潤を目的にしていません。あくまでも当事者の利益。利益は上げなければいけませんが、利潤は目的にしておりません。そして一般企業は利潤を目的にするために、どうしても、ともすればいろいろな面で支障が生じます。それに対するカウンターパワー、抑制力として民間企業の代わりにソーシャルファームがあるよということになれば、国民はソーシャルファームという経済主体を選択することができる。そこからできたサービスや商品を買うことができるわけです。

同じようなことは、製造だけでなく例えば商品の販売も。生活協同組合も似たような位置づけですが、一般の民間がやっているスーパーに対抗して生活協同組合がある。生活協同組合は

利潤を目的にしているスーパーマーケットに対する牽制力。自分たちは市民に安心な商品を届けるのだという考え方の牽制力になるのです。それと同じような役割がソーシャルファームにできている。小さい組織だったらそういう役割は持たないですね。大きな力を持つから民間企業と伍していけるのではないかと思います。

（2）ビジネス的手法による効率化

それから経済の面から言えば、ビジネス的手法で行いますので、効率化の面で経済政策として成り立ちます。

（3）国の経済への貢献

また、これが大きな 1 つの GDP、富を生みますので、国民経済への貢献という面で考えられると思っています。

7．ドイツのソーシャルファームの設立の経緯

（1）2000 年代初頭から中央政府から福祉作業所に対してソーシャルファームを設立するように強い要請・圧力

現実には福祉作業所側がしぶしぶ設置したソーシャルファームが多い

FAF や政府がソーシャルファーム構想を提案した当初から既存の福祉団体の大勢は、ソーシャルファームに消極的

インテグラ (Integra)

パーティー用品のレンタル

厳しい競争の中で発展

→日本の社会福祉法人が社会貢献の一環としての導入が検討する価値がある

では、ドイツではどのようにしてソーシャルファームが発展してきたのか、今回、学ぶことができました。

昔からソーシャルファームがあったわけではありません。2000 年代初頭、大体 1980 年代後半から徐々にこのような発想が出てきた。国のレベルで出てきたのは、21 世紀に入ってからです。ここにはやはりドイツの体系的、理論的な緻密さがあるのですね。国のレベル、これは連邦政府は社会福祉をやっている事業者、向こうは社会福祉の法人格のようなものはありませんけれども、例えば教会や労働組合など福祉をやっている団体がドイツの福祉を担っているわけですけれども、そういう団体に対して、あなた方はソーシャルファームを必ず作れというふうに強引な行政指導をやるのです。例えば日本的に言えば社会福祉法人が授産施設をやっている。それはちゃんと公から税金で面倒を見ている。いや、それだけじゃダメだと。自発的にビジネス的手法でやるソーシャルファームも必ず作れということを強引に行政指導される。これは聞きませんでしたが、もしやらないなら、片方の、いわゆる税金でできている福祉作業所に対する予算を手加減するよというようなことは、内々であうんの呼吸で伝わっていたのではないでしょうか。

これに対して福祉側は、本当に消極的、渋々ですね、こんなものやりたくないなということを言ってくれました。みんな反対だった。賛成した人はほとんどいなかった。こんなことはやりたくない。あくまで福祉作業所のように税金でちゃんと面倒を見てくれるところで、あくまでそれだけに集中したい。こんなにビジネスだとか自分たちで稼がなきゃいけない、こんなのやりたくないよと。みんな反対。喜んでやったところはほとんどなかった。皆無というのは言い過ぎですが、イメージとしてはほとんどが反対だったと言っていました。

しかし、ドイツも１つの官僚国家なのでしょう。国の権力が大変強いところです。相当、強引に、やってないところにはやれというふうな強い行政指導をしたと聞きました。例えば、後ほど寺島先生が紹介してくださいますけれども、インテグラという団体。インテグレーション、まさに統合という意味です。これも日本流でいえば、社会福祉法人の１つのようなものだと思います。そこは福祉をやっていた。非常に発展していました。ドイツの大きな社会福祉をやっている団体ですけれども、そこに国の方からソーシャルファームを作れと命令がきた。そこで内心はやりたくないと言っていたのですが、やらざるを得ない。やる以上は成功しなくてはいけないということで、やったのはパーティー用品のレンタルを始めたというのです。それから清掃事業も始めた。小さい小学校くらいの大きさはありました。そしてパーティー用品、例えばお皿やフォークを貸すのです。日本ではそういう商売は少ないのではないかと思いますが、ベルリンでは 20 ぐらい、競争相手が大変多いです。そういうたくさんの競争相手の中でやってきました。

私は、これも１つのやり方かなと思いました。最近、日本の社会福祉法人は一体何をやっているのかわからない。自分の法律の制度のことしかやっていない。例えば介護保険なら介護保険で、お金を送ることしかやっていないという批判があります。ドイツのやり方は、確かにこれから社会福祉法人も、老人特養で１施設当たり３億円も貯金を持っている。私は、これは正しくないと思っていますが、お金をたくさん貯め込んでいる。これを吐き出させようというのが現在の財務省の考え方ですが、その批判は一部当たっているところがあります。社会福祉法人といえども、自分たちが持ち出して、新しい分野、国が何も面倒を見てくれないという分野でやるべきだと。これはやはりドイツの例が私は大変参考になりました。

（２）ソーシャルファームとして独自にスタートした会社もある
これに属する会社は、積極的な姿勢を有するので、成果を挙げている
エルコテック (Elkotec)
電気器具の組み立て
経営者、労働者の意欲は高い
事業規模も拡大中

一方、現在のドイツのソーシャルファームは２種類あります。今のように既存の社会福祉法人のようなものがやっている団体に行政指導でやらせたもの。もう１つは、ソーシャルファームのためだけに起こったソーシャルファームです。この方がいいですよね。自分たちは障害者などの当事者のための仕事場を作ろうという意気に燃えている。そういうところに我々は訪れ

ました。

インテグラは大変立派な活動をしていましたけれども、より活発な活動をしていたのが、例えばエルゴテック。これはソーシャルファームを作るための団体でした。ここもまさに、日本でいえば、大田区や川崎市にあるような中小企業の大きい方の工場だと思います。医療機械、電気器具、自動車部品を作っています。その経営者にお会いしましたが、もうバリバリの経営者です。そして常に拡大をしている。でも彼らの中心は障害者の就労の場を作ろうということで 20 数年前に始めた。初めは 2 人で作って、今では何人でしょうか、後ほど出てきますが 100 人近くは働いている。そして医療機器や電気機器、自動車部品ですから、商品検査が大変うるさいです。もちろん何かがあったら自動車が故障するわけですから、商品検査が大変厳しい。そういうものをやっています。給料は、その業界の平均だと言っていました。

8. ドイツにおけるソーシャルファームに対する助成

（1）EU 等から先進的な導入のための補助

設立に有益な役割を果たす

ベルリン市もソーシャルファームの先行事例に補助

ドイツにおけるソーシャルファームへの助成。

去年行ったイギリスの場合は、あまり特別な助成措置はとっておりませんでした。それに対してドイツはいろいろ助成措置をとっておりました。最初に、EU やバイエルン州のように地方単独の補助金が先導的な役割を果たした。シュバルツさんもこれを利用してソーシャルファームを発展させてきた、大変大きな役割を果たしたと言っていました。

（2）運営費

一般企業（従業員 20 人以上）　5％の障害者雇用の義務化

障害者を雇用すると

給料の平均 50%（20 ～ 60%）を６月～１年半国が援助（一般財源）

その後重度障害者については、30%を３年間援助（雇用率の賦課金を財源）

ソーシャルファームで重度障害者が 25%以上いる場合

１人月 205 ユーロ（28,000 円）を継続して支給

それから運営費です。これは一般的に日本にもありますが、障害者を雇用する事業所に対しての補助金制度が活用されている。しかしこれも、３年間を限度にして穴埋めしている部分があります。ソーシャルファームでは、重度障害者が 25%いる場合は 1 人当たり月 205 ユーロ。これは、限度はありませんが、それを支給して支援しています。ソーシャルファームはその分、下駄が履かされているわけです。

（3）雇用開始時の設備投資費用

ソーシャルファームで障害者を１人雇用すると平均 25,000 ユーロ（350 万円）
業務内容によって異なる（例：印刷業 7,000 ユーロ (98 万円)）

雇用時の設備投資。わかりやすく言えば障害者が働きやすくするためにコンピュータを入れなきゃいけない、トイレも改造しなくちゃいけないということがあると思います。これの補助金、設備投資費が出されています。業種によって違うようです。

（4）貸付

ソーシャルファームには必要経費の 50%を国から融資

それからさらに、貸し付け。お金が足りない場合、必要な経費の 50%を国から融資が行われています。

（5）コンサルタント料

ソーシャルファームには初年度 4,500 ユーロ（63 万円）、以後年 2,500 ユーロ（35 万円）
大変役立っている

それからコンサルタント。こういうことをやろうとする人は経営に対するノウハウがない。経験がありません。こういうものについてコンサルタントの費用を支援している。実際やっているコンサルタントの人にもお会いしましたけれども、もともとは会計事務所をやっていた一般のコンサルタントでしたけれども、障害者の問題に理解がある人がやっていて、大変効果があるとお聞きしました。

（6）消費税の特別措置

ソーシャルファーム等税制上の非営利団体は７%
一般は 19%

これは大きなことで、消費税の問題。ドイツは大変高くて一般は 19%です。ですからホテルに泊まると 19%が加算されます。内税なのでわからないですね。外税ではなく内税です。しかしソーシャルファームだけではありませんけれども、非営利団体には、それを含めて７%に抑えられています。ですから我々は最初、グレンツファールホテルに泊まりましたけれども、一般のホテルでは 19%高い料金を払っていますけれども、グレンツファールホテルでは７%、つまり 12%安いです。それが大きな支援になっている。レストランもそうです。ソーシャルファームのレストランでは消費税は７%しかかからない。でも払う人はわかりません、内税ですから。このレストランは安いなと、値段で安くしているところもあれば、消費税が低い分、余計に障害者を雇って、手厚いきめの細かいサービスをしている。そのいずれかだと思います。

（7）国等の公的機関によるソーシャルファームの製品・サービスの優先購入
EU の指令には存在し、ドイツも批准
長く存在したが、最近民間企業からの反対で州によって異なった対応になっている

これは今、揺れているところですが、国などの公的機関によるソーシャルファームの製品やサービスの優先購入の問題です。現在でも EU の指令がありまして、障害者が作った製品やサービスは国等の機関は優先購入しなければならないという指令があり、ドイツもこれに批准しています。そして長くソーシャルファームの製品もコレに基づいて購入されてきたということですが、どうも最近になって民間企業から反対が出てきた。我々の商売の阻害になる、競争条件が不利ではないかということで、州によっては、例えばベルリンがそうだということだそうですが、これが廃止になる。ですから文字どおり普通の民間事業と一緒のレベルで戦わなければいけなくなったと話していました。ということは逆に言えば、それだけソーシャルファームというものが民間企業の脅威になってきたのだと思います。

9．ドイツのソーシャルファームの発展の基盤
公的援助に加えて

ソーシャルファームがドイツではますます発展してきたわけですけれども、その発展の基礎、基盤は何だったのか。非常にきめが細かい公的な援助。これはイギリスと比較になりませんでした。これに加えてその他、考えたものを列挙してみました。

（1）経営者の熱意、能力
①　障害者への理解が深い
Wallmeier 氏（サルド ジャーナル サービス：Saldo Journale Services）
若いころから障害者の社会統合への理解
障害者が生きがいと高い報酬が可能な仕事を創出
障害者を積極的に雇用

ソーシャルファームの経営者の熱意、能力が大変高い。特にソーシャルファームを作るためにソーシャルファームをやっている人の経営者の熱意。障害者に対する理解が大変深いものだと思います。サルド ジャーナル サービスというものがあります。具体的には後ほど。

ここでは会計事務所をやったり、いろいろと障害者に向く仕事を開発している。その指導者になる人は、ソーシャルファームを作る前、どうも学生時代から、このような障害者の問題に携わってきた。経営者本人は障害者ではなかったのですが、熱心に取り組んでいます。そしてその経営者はできるだけよい条件で高い報酬が払われるように努力していました。

②　社会企業家としての経営手腕が高い
S.Sgglar 氏（エルコテック）
一般企業より勝る経営
規模、事業の種類を拡大

社会起業家としての経営手腕。特にエルコテック、電気製品や医療製品の部品を作っているところですけれども、一般企業に優るような経営。他の全く同じことをやっている部品メーカーはいくらでもあるわけですから、そういうものと競争できるような高い経営手腕を持っている。初めはアンテナを作っていたのですが、これからは医療機械だといってどんどん拡大してきています。

③ 経営指導を行うコンサルタントが活躍

「エンターラビリテー (Enterability)」は、ソーシャルファーム創成期から障害者自身が設立する場合、相談、助言を行い、実績を上げている

それから経営指導を行うコンサルタント。この事務所に行ってシュバルツさんが 20 数年お付き合いのある人に会いました。若い人だったんです。その事務所はスラム街にあって、こんなところで大丈夫かなと思ったのですけれども、そこの一室で、コンサルタントといっても障害者のコンサルタントですからそんなに儲かるわけではないと思うですね、そんなに立派な事務所だとは思いませんでしたが、そのコンサルタントは大変熱心に語ってくれました。

（2）民間企業の支援

① 資金援助

大手運輸会社シナノンがモザイク (Mosaik) に対して継続的援助

② 経営のネットワーク

グレンツファールホテルは一般の予約システムに加入

質の要求は厳格

それから一般民間企業の協力もあります。例えば具体的に資金援助をしてくれている。大手の運送会社、シナノンという会社はソーシャルファームに対して継続的な援助をしてくれている。我々の泊まったグレンツファールホテルは通常の、日本で言う楽天のネットに入れて注文をとっています。こういう普通のやり方でやっているわけです。

（3）国民の理解と協力

一般の企業の施設利用と同様に区別なく利用

「ハウス 5 (Haus5)」のレストラン

周辺の勤労者が常連で大人気

グレンツファールホテル

75%の宿泊者はソーシャルファームであることは知らない

それから国民の理解と協力。これが重要だと本当に感じました。ソーシャルファームだからといってちょっと…という感じは全くない。例えばハンブルグのハウス 5 に行きましたが、昼時でしたが普通の周りのビジネスマンがここで食事をしていた。大変おいしいです。普通のレストランに負けていません。料金も特に安いわけでない。大変人気がありました。あらかじめ我々のために席をとっておかないといけない、列になっていますからそんなに長居はできない。それほど繁盛していました。

（4）中間支援組織の活動

FAF はロビー活動

→ソーシャルファームの政治工作、広報、技術支援、情報提供、研修等を行う組織は有益

中間支援組織。FAF はロビー活動をして、実際に政治工作、技術指導、広報活動などに大きな役割を果たしているわけです。

１０.障害者の就労状況

（1）生きがい、やりがいを感じている

給与明細作成、経営分析資料（サルド　ジャーナル　サービス）

精神障害を有する人が 20 年近く勤務し、なくてはならない存在に

そして現実に障害者のソーシャルファームの就労状態を見ます。実際、生き甲斐ややり甲斐を感じて仕事をされているというのを、如実に感じました。例えばサルド　ジャーナル　サービス。これはソーシャルファームのためのソーシャルファームとして発足したものですけれども、例えば会社から受けて給与明細や経営分析をやっていらっしゃいます。それを 20 年近く精神障害の人がやっている。誇りを持っています。その人でないとできない。委託先ではもう任せきりで、ここのデータであれば安心だというふうになっています。そして実際、20 年近く働いている人は誇りを持っているということを感じました。

（2）給料

障害年金と加算するとかなり生活に余裕がでる

給料も、通常の給料にいくかいかないかぐらいだと思いますけれども、しかし彼らは日本のように障害年金がありますから、それを加算するとかなり余裕のある生活ができていると見ました。

（3）働きやすいように工夫

通勤時間のラッシュアワーを避ける（サルド　ジャーナル　サービス）

精神障害者は満員電車が苦手

個室を採用（同上）

障害者も働く場合にいろいろハンディキャップがあるというのは当たり前ですから特別の配慮をする。これが必要なことは言うまでもありません。例えば通勤時間のラッシュアワーを避ける時間設定、また、精神に障害のある人は他の人の視線が気になるので個室でゆっくり仕事をしたいという人もいらっしゃる。そういう面の工夫を重ねていました。

（4）仕事の質は、一定水準が保たれている

ギルドの伝統を引き継ぐマイスター制度が存在

職業訓練施設、企業で見習い後、国家試験に合格

職人に誇りと社会的地位の確保

→日本でも資格制度の活用が効果的である

そして何よりも、（4）のところですが、仕事の質が一定の水準に保たれている。これがドイツのソーシャルファームが根本的に成功した理由の１つだと思います。我々が泊まったホテルも普通とお全く同じ。むしろそれ以上のものをしっかり持っているからこそ、ソーシャルファームが一般企業と同じような存在になったのだろうと思います。そのために、若干これは、私はカルチャーショックだったのですが、何でも資格があります。これがドイツのギルド社会からの伝統で、すべて何をやるにしても、この職能団体の資格を取らないと採用してくれないのです。もちろん仕事はできるんです。別に法律で決められているわけではない。ホテルのレセプショニストとしての資格。中には清掃業としての資格もあります。何でも資格があるのです。資格を取るためには学校に２年程度行って、さらに見習いをやらなければいけない。そして組合で試験をして確かめる。これが一定の水準を保っている。ここまで規制されているのはどうかと、僕は衝撃を受けましたけれども、職人としての誇りを感じている。ドイツらしいところだと思います。実は、お聞きすると、イギリスも同じような方法だと聞きます。中世以来のヨーロッパのギルド社会の伝統なのだろうと思います。結果としてこれがソーシャルファームの水準を保っているだと思います。このようなことを学んでまいりました。

結論からいえば、日本にもソーシャルファームが必要だと。ドイツにも随分いいところがあります。なかにはちょっと問題なだというのもありましたが。こういうものを学んで、日本型のソーシャルファームというのをぜひ発展させていきたいと思います。

どうもご清聴ありがとうございました。

報告２

「ドイツのソーシャルファーム訪問調査報告」

寺島　彰

浦和大学総合福祉学部 教授

皆さんこんにちは。平日にもかかわらずたくさんの方にいらしていただき、ありがとうございました。

私の報告は、本当に報告です。お話する内容はほぼレジメにありますので、写真を見ていただくことを中心にしたいと思います。今日は視覚障害の方も来られていますので写真を言葉で説明したりするかもしれませんがご容赦いただきたいと思います。

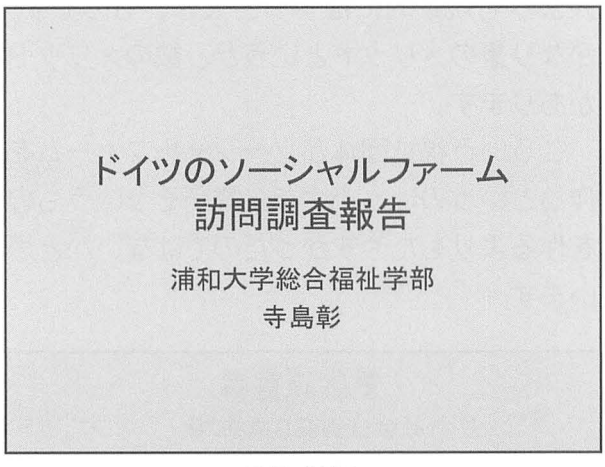

スライド１

最初にドイツのソーシャルファームの制度についてご紹介させていただきます。これはレジュメにはありません。また報告書の中に書かせていただきますので参考にしていただければと思います。

炭谷先生のお話の中にも出てきましたように、ドイツのソーシャルファームの発展を非常に簡単にまとめますと、つぎのようになります。ドイツにはもともと６つの大きな福祉団体がありました。1980 年代からこの福祉団体が労働市場に関わるプロジェクトに参入し始めました。その結果、1990 年くらいには、社会的企業が 400 ～ 500 できていたと言われています。これは、ソーシャルファームではなく、社会的企業です。そういった状況を受けて、行政が社会的企業を取り込んだ政策を展開していった。炭谷先生が先ほど説明されたのはそういうことなのだろうと思います。

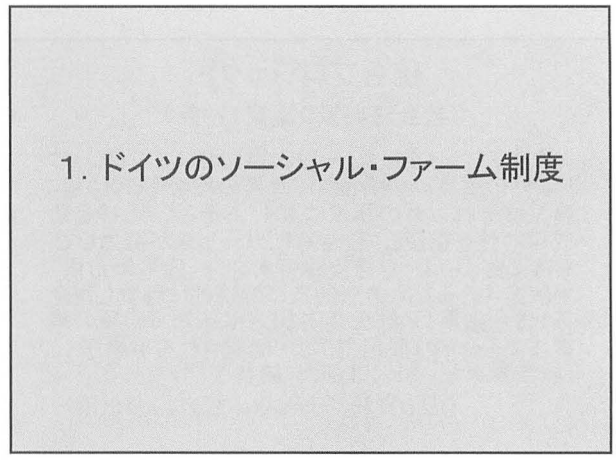

スライド２

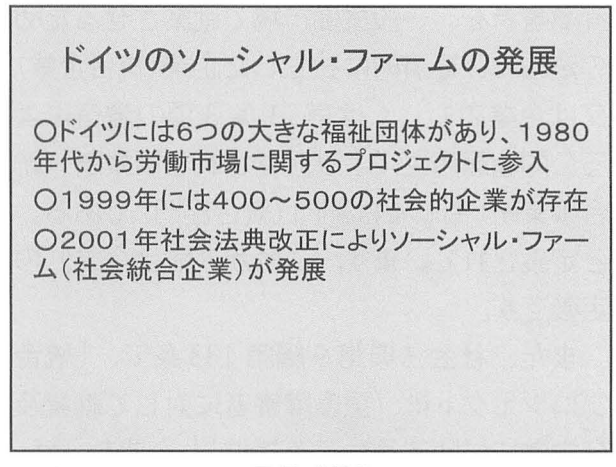

スライド３

具体的にどのような政策が行われたのかというと、2001 年に社会法典が重度障害者法という法律を取り込んだ形で改正されまし

た。重度障害者法は、障害者のリハビリテーションや障害認定について規定した法律でしたが、それにソーシャルファームの規定を追加しています。実際にはドイツでは、「ソーシャルファーム」は「社会統合企業」という名前で呼ばれていますが、そのような企業が国の主導で作られたということです。

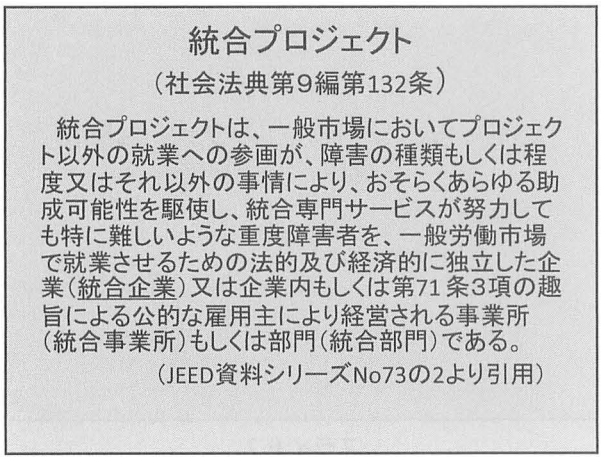

スライド4

社会法典の第9編、第132条に、「統合プロジェクト」が規定されています。そこでは、統合プロジェクトは、一般市場においてプロジェクト以外の就業への参画が、障害の種類もしくは程度又はそれ以外の事情により、おそらくあらゆる助成可能性を駆使し、統合専門サービスが努力しても特に難しいような重度障害者を、一般労働市場で就業させるための法的及び経済的に独立した企業（統合企業）又は企業内もしくは第71条3項の趣旨による公的な雇用主により経営される事業所（統合事業所）もしくは部門（統合部門）である。」と定義されています。これが「統合企業」の定義です。

また、社会法典第9編第133条で、「統合プロジェクトは、重度障害者に対して就業及び労働に付随するケアを提供し、必要ならば、職業継続教育措置又はしかるべき企業外措置に参画する機会及び一般労働市場の事業所又は官公署でのその他の就業を仲介する際の支援、並びに統合プロジェクトへの就業準備を行わせるための適切な措置も提供する。」としています。

難しい条文ですが、要は個々で統合企業というのを作りなさいと。作れば公的支援を行いますよといっています。これが根拠になって、ソーシャルファーム、すなわち社会統合企業がドイツで発展していったという経過があります。

2007年の統計では、700ぐらいのソーシャルファームができています。この大きな福祉団体に対して行政が圧力をかけて作りなさいと指導した結果だと思われます。日本でいえば、大きな社会福祉法人はソーシャルファームを作りなさいという指導をしたようなイメージかもしれません。

実はドイツの福祉団体は日本の社会福祉法人よりも規模的にはずっと大きいものです。かなり量のメリットというか、数のメリットがあります。

こういう福祉団体がソーシャルファームを作るというのは、小さな企業がそういうものを作るよりもたやすかったのではないかと思います。

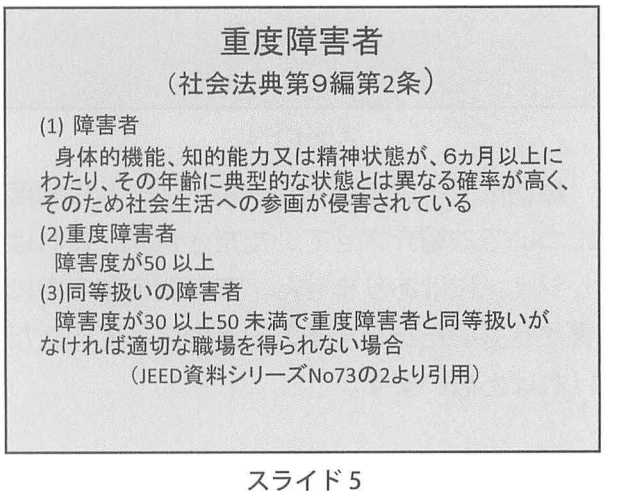

スライド5

この規定の中で重度障害者という言葉が出てきます。重度障害の定義は以前の重度障害者法と同じで、「身体的機能、知的能力又は精神状態が、6ヵ月以上にわたり、その年齢

に典型的な状態とは異なる確率が高く、そのため社会生活への参画が侵害されている」となっています。ドイツの障害の定義の特徴は、障害度が定められているということです。10から100まで10刻みになっています。100が一番重いわけです。50以上だと重度障害者となります。この認定方法については、高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の資料シリーズに紹介されています[1]。ネットで検索できますので見ていただければと思います。日本の身体障害者福祉法の定義と似ています。そういった認定基準を用いて障害の程度を決定しているわけです。日本と同じように、市役所などに申請することで障害程度が判定されるという制度になっています。

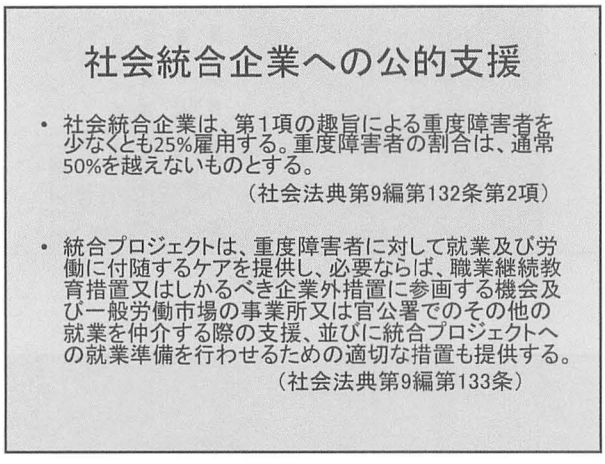

スライド6

ただし、この社会法典にはもう一つ定義がありまして、「障害度が30以上50未満で重度障害者と同等扱いがなければ適切な職場を得られない場合」も社会法典の重度障害者と同等扱いをするとされています。これは私の見解ですけれども、日本の身体障害者福祉法というのは、ドイツの障害度50くらいの人は身体障害者とはなっていません。ドイツの基準を用いると60程度以上が対象になっている。ドイツでは、さらに障害度を30まで下げて対象にしているので、ドイツで重度障害に相当する障害者でも日本の感覚ではかなり軽度の人たちが含まれています。

もう一つ、社会統合企業、ソーシャルファームのことですけれども、その企業は少なくとも25%は重度障害者を雇用しないといけない。ただし50%を超えてはいけない。ゲロルドさんは55%と言っていましたが、これを拡大する通知があるのかも知れませんが、社会法典では25～50%になっています。この50%について今回の調査でもけっこう問題視していました。50%を超えないということは、要は重い障害のある人をたくさん雇用できないということです。日本ではそんなことはない。いくら重くても就労している人はたくさんおられます。

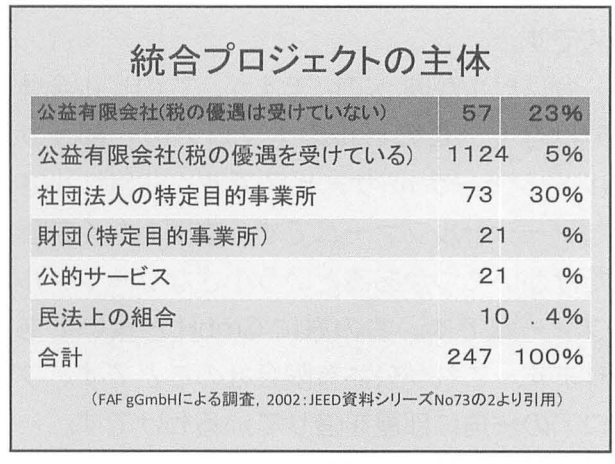

スライド7

法律で上限は決めていないわけです。この50%を超えてはいけないというところについて、もっと人を雇いたいのだけれど雇えないというのがどうも問題だと、今回の調査では言っている人がおられました。

[1] 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　障害者職業総合センター
「資料シリーズ73の2
欧米における障害者雇用差別禁止法制度　第2分冊：ドイツ・フランス・EU編」
http://www.nivr.jeed.or.jp/research/report/shiryou/shiryou73.html

それから統合プロジェクト、いわゆるソーシャルファーム、社会統合企業の実施主体はどこが多いかということですけれども、公益有限会社が主体になっています。税の優遇を受けている、受けてないという二つの種類の公益有限会社があるようですが、両方合わせると68%ですので7割近くのソーシャルファーム、社会統合企業が公益有限会社であるということになります。それ以外に社団法人の特定目的事業所が30%ありますが、公的な機関も若干ながらあります。ソーシャルファームは会社ですので、基本は収益を求めています。有限会社が当然、一番多くなっているということになっています。

そういう前提を知っていただき、それぞれ訪問したソーシャルファームについてご紹介いたします。

最初はサルド ジャーナル サービス サービスです。

今、ビルが映っていますが、このビル全体ではなく、このビルの1フロアの一部がサルド ジャーナル サービスです。非常に小さなソーシャルファームです。玄関もなく部屋だけがいくつかあるという小さなソーシャルファームです。右の方にGmbHと書いてあります。これが公益有限会社のことです。フロアの一角に部屋を借りているわけです。

この企業は、会計事務所をやっていて、社長さんは自分でソーシャルファームを立ち上げた方です。会計事務所といっても公認会計士はいないそうです。従業員は8名、そのうち4名は精神障害の重度障害者であるということです。先ほど申し上げましたように、見た目、ほとんどわからない感じです。重度といってもそんなに重い感じはしませんでした。

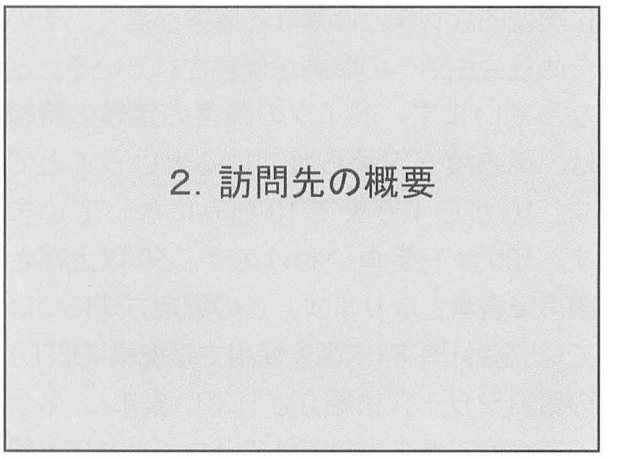

スライド8

スライド9

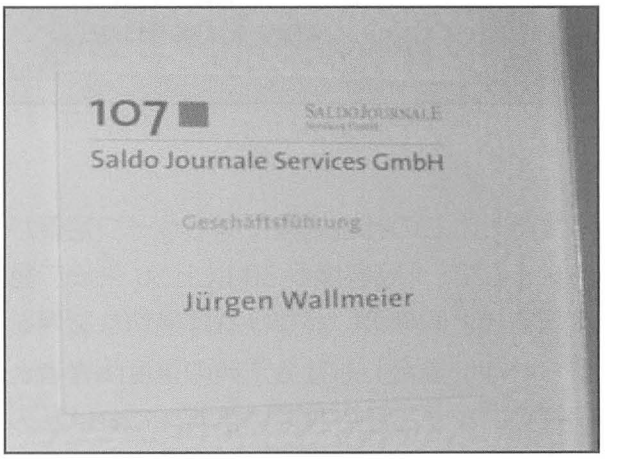

スライド10

それから、障害者を雇用することによる助成金を得ておられまして、収入の8%が助成金に頼っているということです。その結果、会社は黒字だということです。8%ぐらいの助成金だけで黒字なので、それがなくても黒字なのかもしれません。障害者を雇っている

企業であるということはネガティブな印象を持たれることもあるので、それをアピールすることはない、よいサービスを提供することに心がけているとのことです。

具体的な仕事では、契約している企業の賃金や給料の計算、管理、決算報告の準備、公認会計士の方に渡す前の資料を作成したり、事業所に従業員を派遣したりということを行っているそうです。

派遣の場合、休憩時間、給与などは、派遣先の従業員と区別されないよう配慮しているとのことです。引き抜きがあったりするので、それを恐れているということですが、優秀な方を雇っているそうです。精神障害の方です。この人は社長さんです。

スライド 11

2 番目、グレンツファールホテル。これは私たちが泊まったホテルなんですが、これもソーシャルファームが経営しています。部屋数は 37。会議室、レストラン、ビストロ。小さなビジネスホテルという感じですけれど、レストランは洒落た内装になっていまして、テーブル数も 30 あり、庭にはテーブルが置かれていて、天気がよければ外で食事もできます。バーカウンターがあり、アルコールも提供されます。

スライド 12

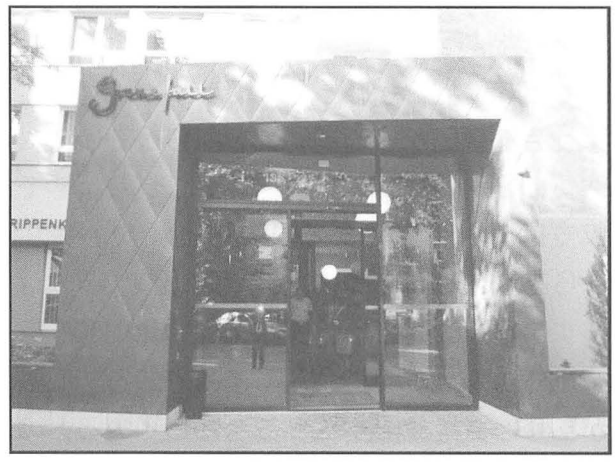

スライド 13

この写真には入口が映っています。ビジネスホテルっぽい入り口です。入口には、ソーシャルファームだということは少し掲示してありますけれども、大々的にＰＲしているということはありません。

屋外レストランのようなものもある。これは屋内のレストラン。すごくきれいな感じでソーシャルファームだからといって貧しい感じは全然しません。会議場もあります。

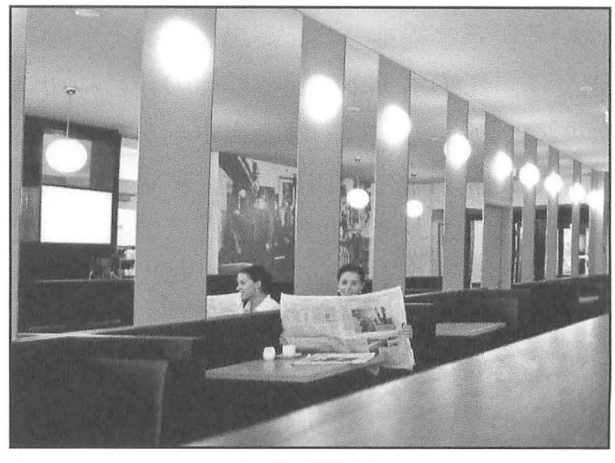

スライド 14

従業員37名。そのうち31名が障害者程度50%以上の重度障害者。聴覚障害者は7人でベッドメイキングを担当しています。視覚障害者、この方は弱視ですが、1人、レセプションで働いている。学習障害者がウェイトレスで働いている。リネンも内部で行っています。障害の有無にかかわらず同じ契約を結んでいる。採用の条件として職業学校を卒業していなければならない。先ほどお話がありましたように、職業教育を経ていないと採用できない場合があるそうです。

社会統合局からの補助金をもらっていて人件費の30%をまかなっている。その状態で収支はトントンである。先ほど、炭谷先生からありましたように、37の部屋で37人は多すぎるということからも、人件費の30%を賄ってもらって収支がとんとんである。収益が出れば従業員に支払うことにしているとのことです。

顧客はどういう理由でこのホテルを選ぶのかということですけれども、25%の利用客はソーシャルファームを経営するホテルだから選んでくれている。例えば、ドイツ鉄道、IBMなどの大企業が出張先として契約しているそうです。

母体になっているのは宗教団体でその関連の非営利団体が経営している。その非営利団体はもともと1880年に、増加した失業者を救済するために創設されたけれども、現在ではいろいろな福祉事業を実施しているとのことです。このホテルの建物はその非営利団体が所有している。以前は老人ホームだったものを2008年にホテルにした。マネージャーの話によると、補助金をもらっているけれども一般のホテルであって、ライバルは一般のホテルであるとのことです。チェックアウトの2日後にEメールで利用者の満足度を確かめており、5段階評価でその平均値は4.5、おすすめ度も100%評価を得ていて、よい結果を得ているとのことでした。

この職場に働いている従業員は、他の職場で働いていた時、障害のために不快な思いを経験している人が多いので、障害があっても居心地のよい職場にして、従業員のモチベーションを高めるのを大きな目的にしている。マネージャーはビジネス出身で福祉とは関係ない。非営利団体に雇われています。やはりビジネスの手法が必要だということのようです。

次はインテグラです。

これも非営利の有限会社です。表現がばらばらになっているのですが、これを書いたのが若干古くて、通訳さんが言ったのをそのまま書いている部分がありますので若干、用語の統一がされていませんけれども、非営利の有限会社は正しいのですが、公益有限会社ということです。

スライド15

パーティー用品のレンタル、清掃サービスを実施している。母体は社会福祉団体で、第2次世界大戦後、戦傷軍人、戦争未亡人、児童を雇用するためにこの会社は設立された。2002年からソーシャルファームになった。このマネージャーの方もおっしゃっていましたのですが、2001年に社会法典ができ、地方政府から圧力がかかったみたいですね。

レンタルサービスの顧客はケータリング会社です。食器などを貸し出して、返却されたものを洗浄して再び貸し出すという仕事です。

今写っている写真は、説明を聞いている部屋の中の写真ですが、右奥の社長さんが説明をされていて、その隣は通訳の女性です。

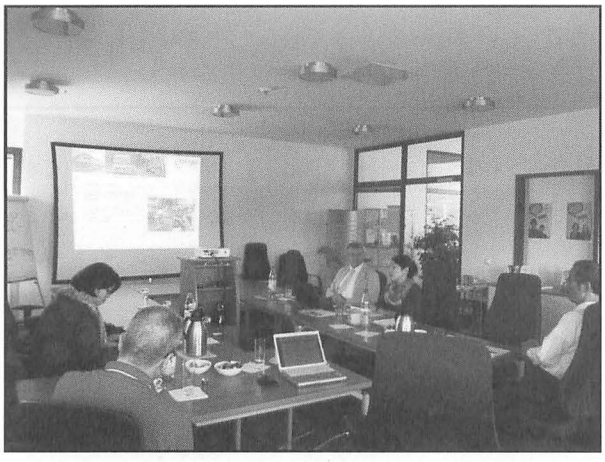

スライド 16

次の写真は、ケータリングのコップやお皿を高く積み上げている、まるで工場の中のような写真です。フォークリフトなどを使って食器などを積み上げているわけです。そうでないと大量に保管できないということです。

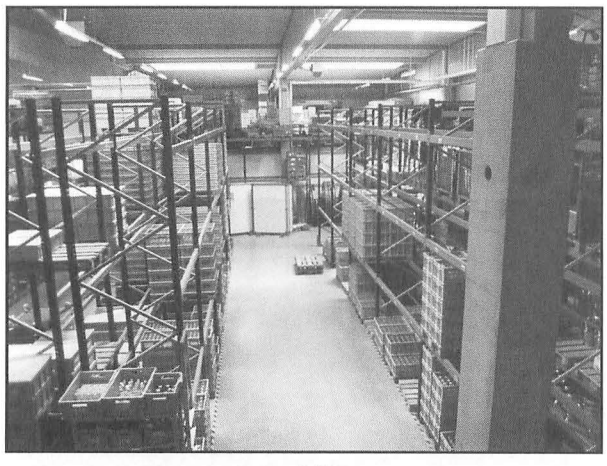

スライド 17

同じ倉庫の写真です。手前の方にテーブルがあります。テーブルを貸し出すわけです。食器なんかもあります。

その次の写真も同じところです。

スライド 18

スライド 19

次の写真は、自動で皿洗いやコップ洗いをする機械です。こういう機械を使わないとやっていけないといことです。こういうところで聴覚障害者の方などが働いていると言っていました。この写真も同じ部屋です。

スライド 20

ライバルは一般企業である。競争が激しい。今は食器だけでなく、テーブルやイス、家具とかＡＶ機器も貸し出せるように事業内容を見直していると言っていました。また、それだけではなく、清掃サービスも行っている。清掃サービスの要員は、朝、直接、清掃場所に行くそうです。この事務所には来ません。企業などの事務所の清掃が多い。清掃要員が事務所の鍵を持っていて 140 カ所を 30 人でやっている。ベルリンには 300 社の清掃会社があるため仕事の奪い合いになっている。

現状では利益が出ていないために、ビジネスモデルを再構築中しているところである。

従業員は 65 名で半数が障害者である。精神障害者が多く、食器の洗浄、運転手、経理事務などを担当している。総収入における補助金の割合は 10 ～ 12%で、人件費の 22%に当たる。マネージャーは障害の種別程度など彼らに合った仕事を探すのが自分たちの使命であると語っていました。

次はエルコテック。

電子部品を製作している企業ですけれども、26 年前に設立されました。すごく儲かっているらしくて非常に忙しいそうです。24 時間態勢で生産しているそうです。なかなか会ってくれなくて、30 分だけという約束で会ってくれました。車いすの社長さんです。医療機器やいろいろな部品を作っているということです。

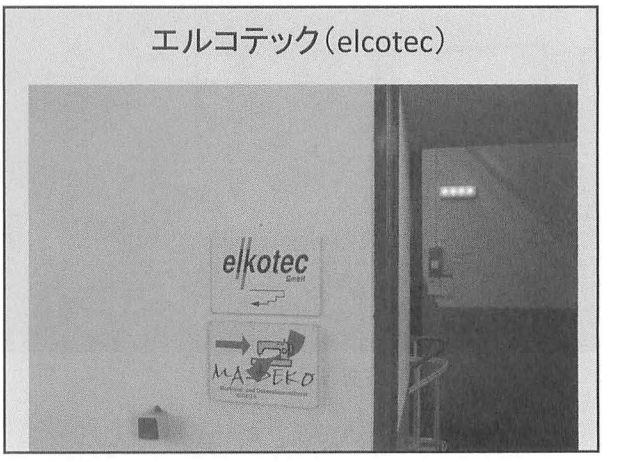

スライド 21

この写真は、電子部品を組み立てている部屋です。例えば左の奥の方に黒い箱のような機械がありますが、それはＩＣチップを自動的に貼り付ける機械です。機械でできないところを人がやっているという形で、機械を止めますと収益が下がるので 24 時間稼働しているということらしいです。

スライド 22

従業員 23 名のうち 40%が重度障害者で精神障害者が多い。それ以外の方は、障害者ではできない作業を補助する人である。例えば、夜なんかはそういう人がやっているそうです。障害者に対する補助金をもらっているけれども収入に占める割合は 1%以下である。従業員の給料は同じ仕事をしている人の平均値と同じくらい。同業者の賃金と同じぐらいだそうです。

優先してソーシャルファームに仕事をくれる時代はもう終って、製品の質が問われているとのことです。

スライド 23

同社の製品は、顧客からは障害者が作ったものとはわからないほど質の高いものだそうです。

社長はご本人が車いすの障害者ですので、通常の企業が自動化により人件費を減らそうとするが、ここでは障害のある従業員が働きやすくなるように機械を導入するのだとおっしゃっていました。

次の写真は、同じように機械の置いてある部屋です。右の方に、本当は手作業でいろいろな組み立てをしている人がいましたが、写真を撮るのははばかれましたので撮っておりません。説明を受けているところの写真が写っていますが、車いすの人が社長さんです。

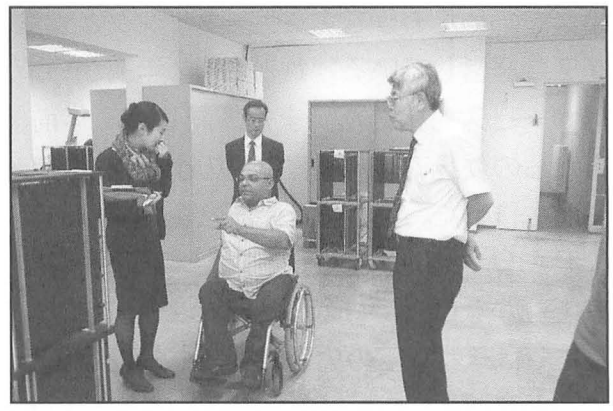

スライド 24

次にハウス 5 です。

ハンブルクにあります。これまで紹介した社会統合企業はベルリンにありますが、これはハンブルクにありレストランを経営しています。プロテスタントの宗教団体が運営する公益団体。従業員数が 5,500 人で、病院や住宅経営をしている北ドイツ最大の団体だそうです。そこが母体となって 10 年前に設立されました。

スライド 25

州によって違うということですけれども、ハンブルクは州であり市だそうですが、ハンブルグ市から障害者の職場を作るためにやってくれと言われたから社会統合企業を始めたとのことです。日本の社会福祉法人とよく似た感じがありますね。障害者の職場を作ってくれということで事業委託されたそうです。80 万ユーロの助成金をもらって 8 人から始めて 20 人を採用するという契約でこの

事業を始めたそうです。ケータリングと食堂を2つ経営しているけれども、2年前から清掃サービスも始めた。また、同じく2年前、市からの委託で精神障害者用の小規模福祉作業所も作った。これは社会統合企業ではありませんけれども。通常の作業所では3時間以上働かないといけないということですが、ここではそれ以下の労働時間でも働けるそうです。時給1.6ユーロを払っている。利用者は385ユーロプラス家賃を生活保護としてもらっているのだそうです。レストランは景気に左右されるので清掃サービスを始めた。

この写真は建物内の部屋です。すごく明るい、イタリアンレストランといった感じです。昼食時にはたくさんの人が並ぶほどお客が来ていましたが、ソーシャルファームかどうかというのはあまり知らないとのことでした。厨房では知的障害のある方たちも働いている。

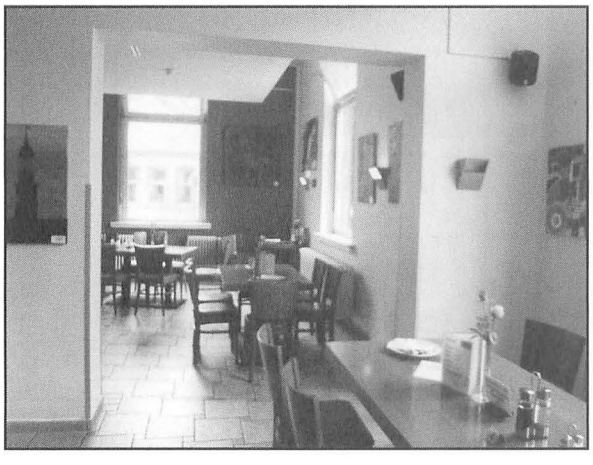

スライド26

ソーシャルファーム全体の従業員、食堂とケータリングと清掃を合わせて、従業員は100人。そのうち80人は障害者である。障害の種別程度はさまざまである。収入の70%が売り上げで30%が市の補助金。プロジェクト全体としては黒字になっている。従業員とはもちろん労働契約をしている。

ハンブルク州は、重度障害者を雇用することをそれほど強く言っていません。また、独立採算にもこだわっていない。州から助成金が1人当たり350ユーロあって、給料として支払う額の30%を負担してくれているそうです。

写真は厨房の様子。きれいな広い厨房です。

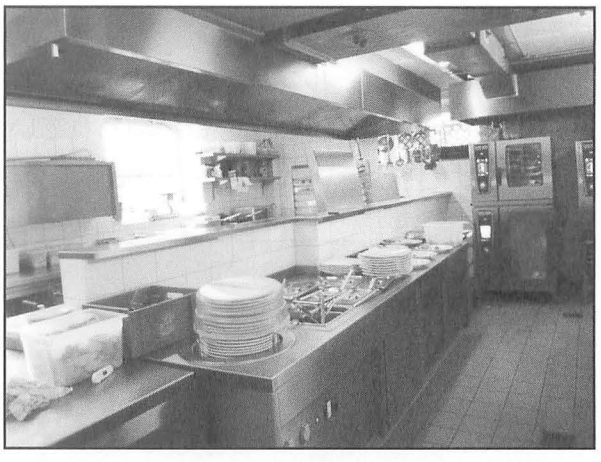

スライド27

外から見たハウス5の外観です。

スライド28

もう一つレストランを持っていると言っていましたが、これがそのレストランの写真です。ここはセルフサービスになっていて、近所がビジネス街で、たくさんビジネスマンが来たり、老人ホームのお年寄りなんかも来るということです。

スライド 29

これが反対側の写真です。

スライド 30

次がまたベルリンにあるモザイクという社会統合企業に行きました。写真には美術館のような立派な、歴史的建造物のようなものが写っています。これはベルリンのコンサートホールです。コンサートホールの下にモザイクが経営しているカフェがあります。この写真は遠景です。コンサートホールを出たところの広い石畳にはいくつかこういう建物が並んでいますけれども、その間に、外でコーヒーなどを飲めるように机が置かれています。

スライド 31

この写真はカフェの中の様子です。壁は暗い赤。壁にはいろいろな額が飾ってあって、コンサートホール付属のカフェのような雰囲気です。右側に女の人がいるんですけれども、このカフェの経営者で、この方はもともと福祉の人ですが経営感覚に優れていたらしく、ここの経営を任されているということだそうです。食事のメニューもアダージョとかバッハとか、いちいち音楽関係の名称がついていて、なかなか感じのいいコーヒーショップでした。

スライド 32

モザイクはもともと49年前に裁縫の作業所として発足した公益法人です。現在は庭仕事、クリーニング、家具作り、梱包の下請け、ろうそく作り等さまざまな仕事を行う多くの作業所を運営している。作業所があるのですが、作業所以外に農場やソーシャルファームを経営していて、ここがそのソーシャルファームが経営しているカフェの一つです。職員、利用者を含め全体で2,400人が働いている。ソーシャルファームであるモザイク・サービスは、飲食店、清掃業、室内外装飾業を行っている。従業員数は187人で60%が障害者である。精神障害者がほとんどである。清掃部門に聴覚障害者が多い。今回訪問したのはモザイク・サービスの運営するカフェと事務部門である。ベルリンのコンサートハウスと同じビル内にあります。コンサートハウスのカフェテリアらしく、コンサートに来た観客が訪れるのに違和感のない雰囲気を演出している。壁にはコンサートの写真が貼られていたり、カフェのメニューには、アダージョ、バッハなど音楽関係の名称が用いられている。料理もそれらしいものが用意されている。

スライド33

モザイク・サービスは、このカフェ以外にもコンサートハウスの中のレストランや音楽家専用の飲み物のサービス、また、別の場所にある博物館のレストラン、こども広場のカフェ等も経営している。収入の10%が補助金である。どうしてこんないいロケーションをソーシャルファームが借りられたのかということでは、やはり選ばれた根拠の一つには、ソーシャルファームだということがあるんだそうです。市が選んだ理由の一つにはそれもあるとのことでした。

説明してくれたマネージャーは、この方は飲食部門のマネージャーですが、カフェ、レストラン、清掃、装飾業などいろいろな事業を行うことでその人の障害にあった仕事を探すことができる、企業経営は簡単ではないけれども、本当のインクルージョンは人間を人間と認知することであり、まちの中心地にこのようなカフェを開くことが本当のインクルージョンだと考えると述べていました。

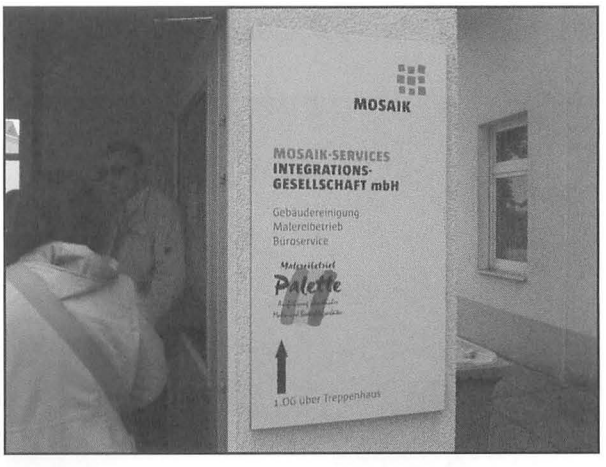

スライド34

その後、モザイクの事務部門を訪問しました。訪問した事務部門では、清掃業と室内外装飾業の事務のみをやっている。領収書を発行したり、郵便物を配送したりしている。作業所がすぐそばにあって、作業所からの支援クライエントが6人いて、コーヒーを入れたり、コピーをしたり、コピーの紙の補填したりしているとのことで作業所との交流が深いそうです。

ソーシャルファームは、非営利の有限会社なのでサービスには消費税が7%かかります。通常は19%なので、消費税を必要経費にできない個人の客には魅力があるとのことです。それだったらみんなこの企業に来ませんかと聞いたら、そうでもないと言っていました。消費税には19%と7%があり、この分野に限らずいろんな分野でそういう優遇が行われているとのことで、消費税が安いからといってこういう企業に注文が集中することはないそうです。非営利だから自動的に7%になるというわけではないそうです。会社の目的は社会貢献であり、得た利益を目的に明記された事業に再投資する、バリアフリーにするなどを証明しなければならないんだそうです。
写真は事務部門の中の廊下です。非常に広いですね。車いすの人たちも移動できるように。同じ事務室が写っています。すごくきれいな建物です。

まとめです。
ドイツのソーシャルファームは、社会統合企業と呼ばれています。イギリスのソーシャルファームとは違い、政府からの補助金を活用していることや、母体に大きな福祉団体があることが多いというところに特徴があります。しかし障害者など労働市場において雇用されることにおいて不利がある人を雇用することを目的としている点や、企業として経営を重視している点は共通している。ドイツの特色としてこういうことがあると考えております。
以上で終わらせていただきます。

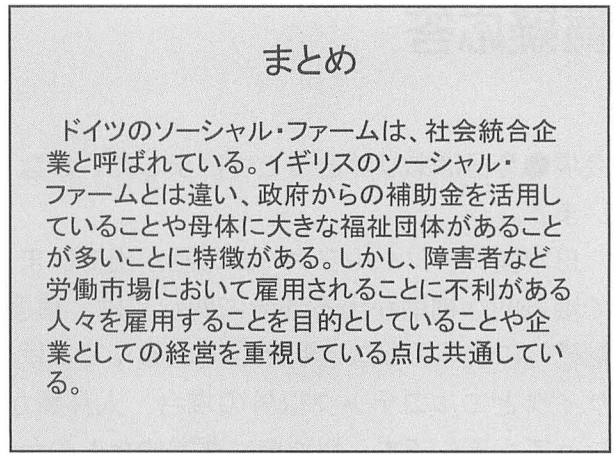

スライド35

質疑応答

会場●今日はありがとうございました。かなり勉強になりました。炭谷先生に質問したいと思います。

日本型ソーシャルファームの話が出ていましたが、今回の話を聞いていて、運営費のところで継続的な補助が出る部分に関しては、重度障害者である場合の月 205 ユーロというお金が継続的に出るのかなと判断しているんですけれども、その後の寺島先生の話を聞きますと、モザイクとエルコテック以外の場合、人件費が何パーセントと出ていますが、計算がおかしくなってくるんです。州独自に運営的なものが出ているのか、それとも社会福祉法人を母体としているために、その補助の分も合わせて人件費の補助率が上がっているのか。そこが少し疑問だったのと、それからもし市町村から月 205 ユーロというお金以外の補助が出ているとすれば、これから日本がソーシャルファームを展開していく上で継続的な補助というのが、今のＡ型の運営費のような形で必要なのかどうか。それは国がやるべきなのか、地方公共団体がやるべきものなのか。今の炭谷先生のお考えを聞きたいと思って質問させていただきました。

炭谷先生●質問ありがとうございます。このあたりは理論的に緻密な寺島先生にお願いします。

寺島先生●最初のご質問は、個人に出ているのとソーシャルファームに出ているのと両方あります。そのため、単純計算は今できません。また、それから自治体によっても出る額が違います。計算上、変だと言われるのは、多分、それぞれの個人とソーシャルファームごとに額が違うので、あまりきちんとした計算はできていないです。

炭谷先生●私も今の点は非常に気になって、特にこの部分はしつこく聞きました。そうすると向こうは嫌がって、我々は算数の教師ではないという感じで。日本人らしくどれだけ聞いても理解できない点は確かにありました。我々としてもどういう補助体系になっているのか、間をとってくれたゲロルド・シュバルツさんがまた詳しく調べてくれますので、明らかにしたいと思います。

2 番目の質問、継続的な補助金が必要なのかどうか。実はこれが一番悩ましいところだと思います。理想論からすれば、ソーシャルファームというのは通常の経済主体と同じようなところを、将来的には理想的には目指していくべきだと思います。イギリスもそういう方向を目指しているんですけれども、ドイツの場合は消費税の部分で下駄を履かせたり、今の質問のように 205 ユーロ出していたり、下駄を履かせて競争を有利にしているんです。それは永続的に出しているんですけれども、その分はやはり現実論として当面はしないとうまくいかない面があるのではないかというところがあります。特に重度の障害者の就労の場を設けるためには、何らかのものがあった方がいいだろうと。これがあることが前提だということになるとソーシャルファームの精神に反しますので、それはしないで。理想論としてはあくまで求めたいと思いますけれども、少なくとも最初の立ち上がりの部分は、何らかの特別な配慮がないとうまくいかない。1 つの私どもの研究課題だと思います。なかなか明解な回答が得られないところでございます。

会場●ありがとうございました。

会場●私は仕事と別に地域で、お母様方やお子さんたちに勉強を教えています。お母さんたちは事情のある方たちです。お子さんが不登校とか障害の方含め事情がある子どもたちです。

今回聞きたいのは炭谷先生に、最初のご説明でドイツでは地域の方々が日本と違って理解が深いとおっしゃいました。そこが具体的に見えてこなかったんです。

実際、今、日本でいろいろなところへ行って、障害者の方を見てきました。接しています。特例子会社なんかも見てみました。そのときに重度障害者と言われる方々が働いていらっしゃるのを見たのですが、障害児を持ったお母さんたち何十人か一緒と行ったのですが。見ていると、確かに働いてらっしゃるのですが、本人が満足して働いているかというと、必ずしもそういうふうには見えなかった。やはりご覧になっていたお母さんたちもそのように感じたみたいです。それを含めて、障害を持った子どもたちが将来、働ける場を持てるように作ろうということで今、計画をしています。ドイツの方では、具体的に周りがどういう理解を示しているかを一つお聞きしたいなと思います。

炭谷先生●ご質問ありがとうございました。今回のドイツの実地調査で、少なくとも私自身が一番強く感銘を受けたところが、今、ご指摘になったところだと思います。

日本の、例えば今日は特例子会社にお勤めの方もいるので、すべてがそうだとは言いませんが、特例子会社の中には、会社として障害者雇用率を守るためにあえてそういうものを作っている。働いている仕事の内容は、本当に障害者が生き甲斐を持って、もしくは自分の人生の一部分として働くことに意義を感じてやってらっしゃるかということに疑問がある働き方も、例外ではなくかなり多いというのが今の日本の実情だと思います。ですから今、ご指摘されたこと、訪問時にそういう感じを受けたというのは、正しい見方というか例外的な見方ではないと私自身は思います。

例えば昨年 10 月にイギリスのレンプロイという工場が廃止されました。レンプロイというのは戦後 1946 年にできたイギリスでの障害者雇用をやっていた会社です。世界のモデル的な障害者の働く場だということで、最盛期には 100 社程度の事業所があって、1 万人近くの障害者がここ勤務をしていました。しかし、今の日本のように、言い方が適切じゃないかもしれませんが、働かせてあげているとか、生活費のために働かせてあげているというような色彩のある保護工場だったと思います。最終的には障害者から見放されて、昨年の 10 月、世界のモデルとして障害者の働く工場と言われていながら、撤退せざるを得なくなり、現在は存在しないということになりました。

ですからこれからは障害者も含めて、刑務所から出所した人も難病患者も一人の人間として生き甲斐を持って生きられるような、そういう仕事場を作らなくてはいけない。これがソーシャルファームの究極の目標だと思うんです。給料、生活費というのはもちろんだろうけれど、人間としての生きることを目標にしているんだろうと思います。

それを今回、感じたのは、例えば我々の泊まったホテル自身も、宿泊する人も別に特別なホテルだと思って泊まっているわけではない。普通のホテルだと。従業員に対する接し方もごく普通のホテルと同じような感じで接していますし、先ほど寺島さんが紹介したベルリンのコンサートホール。ここはベルリンのフィルハーモニーをやるコンサートホールではないんですが、

それと相当する、対抗するような立派なコンサートホールの中心に喫茶店を構えています。ここに来る人は、そこのウェイターやウェイトレスがほとんど障害者に見えましたが、障害者だからといって利用しているのではなく、ごく普通のカフェとして利用している。そして働いている人も誇りを持っていらっしゃる。それが非常に自然に思えました。

私は現在日本の障害者、ノーマライゼーションがソーシャルインクルージョンにということも、ソーシャルインクルージョンの段階は終わって、一人の社会の一員として今、動き始めているじゃないか。これがドイツの実情だと私は思いました。

しかしそれは、黙っていたら、ドイツ人が優しいから、人権意識があるからそうなったわけではなくて、やはり戦後、努力してきた結果、そういう段階に到達している。そう考えると日本はまだまだ、怒られるかもしれませんが、怒られてばかりですが、30年くらいは遅れているのではないか。役人をやっていて、お前のせいじゃないかと怒られるのではないかと。ずいぶんと差が、もっと開き始めたとさえ思うわけです。

会場●貴重なご報告をありがとうございました。寺島先生に2点、質問させていただきたいと思います。

1つは、報告いただいたソーシャルファームの数々というのは、日本でいうとかなりA型に近いような色彩かと思います。この中では、指導員の立場のような方はいらっしゃるのでしょうか？

2つ目の質問は、働いている方々が障害のある方々ですので、そうした場合の採用方法で特に何か工夫されている点があるのでしょうか。ちょっと考えましたのが、普通の一般社員と同じように、一般的な採用条件を提示して採用されているのかどうかに興味がありましたので、その点を教えていただければと思います。

寺島先生●最初の質問ですが、基本的にA型とは全く違います。A型も一応、雇用契約を結んでいる点では同じですけれども、ソーシャルファームは企業ですので、収益を上げることも目的の一つになっています。普通の会社のイメージです。ですから指導員という人は基本的にはいません。でも一般の企業でも、例えば障害者を雇用している企業では、人事担当の人がまるで指導員のような役割を果たす場合もあるかもしれませんが、それは決して指導員という名前でもないし、指導員というものに対する賃金が支払われるわけではない。そんなイメージです。ですからソーシャルファームは本当に企業です。福祉施設とは全く違うということです。

2番目のご質問については、どういう形でリクルートされるかことですが、それは日本で言いますと、職安を通して就職するという近い形です。ドイツはリハビリテーションの国ですので、リハビリテーションしないと福祉的な手当は支給されない、そういう国です。リハビリテーションを進めるための機関がありまして、そこを経由して、リクルートがされるという形です。以上です。

会場●私は大学入試センターに勤務しています。講演者のお二方、大変刺激的で、ある意味ポジティブなお話をありがとうございました。この質問はどちらにお答えいただくのか私にはわからないので、お二方の間で調整していただいてお答えいただければありがたいです。

お二方のお話の中でどちらにも、職業学校卒業というのがソーシャルファームでの障害者の

就労の一つの条件としているという話がありました。ソーシャルファームは多様な障害を有する従業員を抱えているというお話だったと思うんですが、障害種別ごとに得手不得手が異なり、また、そういった人たちにソーシャルファームの場で就労のための指導をするのは難しいように感じる。むしろドイツなんかでは職業学校のレベルで就労について整えられていて、その上で、ソーシャルファームで働ける人が育成されているのではないかという印象でした。もしそうだとすると、こういったドイツにおける職業学校に相当するようなものは日本で十分なのか。あるいはその役割はどういう主体が果たすべきなのかということについて何かご意見があったらお話をいただけると勉強になります。

炭谷先生●ありがとうございます。久しぶりですね、彼は私の学習院大学の教え子です。今しっかりと社会人として活躍されていて、うれしく思います。

質問の件ですが、大変重要なポイントです。実は今回のドイツ、僕はこんなにすごい職業教育をやっているなんて、正直言って恥ずかしながら知りませんでした。でも寺島先生は、そんなの常識だよと言われましたが。ドイツを勉強されている方には常識らしいですね。

本当に何百という資格があって、それを職業訓練校で徹底的にやって、そしてかつ、国家試験といっても国が行うのではなく、ギルド社会ですからそれぞれの職人の団体と言いますか、そういうところが資格試験をし、それにパスして仕事に就くというやり方をとっている。

ですから障害者といえども、この職業訓練を経てなければいけない。大変ハードルが高い。私は逆にそれが、ソーシャルインクルージョン、市民社会の一員になれる基礎がそこで得られているのではないかと思います。そこさえ経れば、そこで試験さえ受かれば、一人の社会人、一人の労働者として十分通用する。またそれだけの技能を持っているというようになるのがドイツの社会だと思いました。これを聞いていて、すべて、ビルの清掃も、町の清掃も、全てに資格があると。へぇとびっくりしました。息苦しいなと思いましたが、ふと考えてみると、そういう面で効果があると思いました。

我々日本型ソーシャルファームはどうすべきか。これもうまく日本的に工夫をすれば、いい方法かなと思いました。だからソーシャルファームに向く仕事、例えば環境の分野とか、サービス業とか、農業とかいろいろ考えて挑戦していますけれども、そういう分野において職業訓練の場をセットして。それは別に直接作る必要はないのですが、既にできているものを活用して、場合によっては技能を認定して、それがソーシャルファームに勤務するようになれば、ソーシャルファームが競争力を持つ。また評価をされるという点もあるのかなということで、今回ドイツで学んだことの一つです。これから日本型のソーシャルファームを進めるための一つの手がかりを得たのではないかなと思っています。

閉会挨拶

野村　美佐子

公益財団法人　日本障害者リハビリテーション協会　情報センター長

本日は、講師の方々からたくさんのことを学んでいただけたのではないかと思っています。最後に閉会の挨拶を兼ねまして、今回のドイツのソーシャルファームについて私も二人の講師の方の視察に同行させていただきましたので少しお話をさせていただければと思います。今回訪問したソーシャルファームを見てみますと、当事者の方が社長となっている職場もありましたが、障害のない方が関わってソーシャルファームを引っ張っているように思いました。今回お話をしたソーシャルファームのホテルの支配人に聞いたところ、「普通の企業に働いていたけれども、障害者の雇用について使命感を持つようになってこのホテルで働くことを決めた。」とおしゃっていましたが、ソーシャルファームに生きがいを感じているように思いました。

ベルリンのコンサートホールにカフェを立ち上げたモザイクというソーシャルファームがあったと思いますが、そこの責任者は、もともと養護学校の先生でした。養護学校の先生からカフェの女主人として大変身をし、障害者と共に働くことに意義を見いだした彼女は、生き生きとして働いていたように思います。

また、先ほど質問の中に学習障害者などのお子さんを持つ親が、将来、子供が働ける場を作ろうというお話があったかと思いますが、それに関しまして、私が 2007 年に訪問したハンブルグのソーシャルファームのホテルの事例がありますのでご紹介したいと思います。知的障害者の親たちが、子どもたちが養護学校を卒業後、働く場所としてホテルを開業しました。そして、その経営をやっていくうちに、障害者団体が経営するようになったということでした。尚、知的障害者の方々ができることは限られていまして、お部屋のシーツ交換や清掃と朝食の提供というサービスのみで、夜の食事については、先ほどの障害者団体が経営をするレストランで提供しているということでした。しかし、そこで働いていた知的障害者は、誇りを持って生き生きと働いていたように思います。詳細につきましては、障害保健福祉研究情報システム(DINF)に掲載しております。
(http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/seminar20070128/shiryou02.html)

この私どもが運営する DINF では、今まで開催したソーシャルファームのセミナーなどの報告を提供してきましたので読んでいただければと思います。日本でもドイツのように国の支援があったら多くのソーシャルファームが生まれるのではないかと思います。今回の視察のプログラムを考えていただいたゲロルドさんとは、知り合って 10 年以上になります。彼は、日本のソーシャルファームはどうなっていくのか非常に興味を持っております。私ども日本障害者リハビリテーションにおきましても、彼の協力などを得ながら、ソーシャルファームに関する様々な情報を提供していきたいと思いますので今後ともよろしくお願いします。

最後に講師の皆さま、情報支援をいただきました手話通訳者と要約筆記の皆さま、そして助成をいただきました教職員共済生活協同組合様と大阪府民共済生活協同組合様にお礼を申し上げて閉会のご挨拶にしたいと思います。ありがとうございました。

参考資料

ドイツソーシャルファームの実地調査日程表

●6月17日（火）

9：00～12：00　FAF事務所でのセミナー

・テーマ

a. 国内のソーシャルファームの近年の状況と統計

b. ソーシャルファーム支援体制：FAFとBAG

c. 国内における法的枠組みと政府による支援

13：00～14：00　ソーシャルファーム・サルドジャーナルサービス：Saldo Journale Services（会計業務）を訪問

●6月18日（水）

9：00～10：00　ソーシャルファーム・グレンツファールホテル：Grenzfallホテルの支配人との会合

10：30～12：30　ソーシャルファーム・インテグラ：Integra（パーティ用品のレンタルと清掃サービスなどの事業）を訪問

15：00～16：00　ソーシャルファーム・エルコテック：Elkotec（電子部品の生産）を訪問

17：00～18：00　ソーシャルファーム・エンターラビリテー：Enterability（コンサルティング会社）を訪問

●6月19日（木）

7：00～9：00　ベルリンからハンブルクに移動

10：00～15：30　ソーシャルファーム・ハウス5：HAUS5（レストラン、ケータリング等の事業）を訪問

16：00～18：00　ハンブルクからベルリンに移動

●6月20日（金）

10：00～14：00　ソーシャルファーム・モザイク：Mosaik（レストラン、職業訓練、授産施設、清掃事業などを経営）を訪問

18：00～20：00　ソーシャルファーム・ドゥンケルレストラン：Dunkel Restaurantにて意見交換会

ソーシャルファームに関するセミナー開催実績

＊ＤＩＮＦ障害保健福祉研究情報システム（http://www.dinf.ne.jp）にて過去のセミナーの情報を公開しています。

■英国ソーシャルファームの実地調査報告会（2013.11.8）
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/seminar20131108/index.html

■インクル―シブな障害者雇用の現在―ソーシャルファームの新しい流れ (2012.6.17)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/seminar20120617/index.html

■ソーシャルファームに関する意見交換会 (2012.6.16)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/seminar20120616/index.html

■国際シンポジウム 「ソーシャルファームを中心とした日本と欧州の連携」（2011.1.30）
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/110130_seminar/index.html

■国際セミナー「障害者の新しい雇用－インクルーシブな雇用の実現－」（2010.1.31）
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/100131seminar/index.html

■国際セミナー「障害者の一般就労を成功に導くパートナーシップ」（2009.2.1）
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/seminar20090201/index.html

■国際セミナー「ヨーロッパとアジアのソーシャルファームの動向と取り組み
－ソーシャルインクルージョンを目指して－」（2008.1.20）
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/080120_seminar/index.html

■国際セミナー「各国のソーシャルファームに対する支援」(2007.1.28)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/seminar20070128/index.html

■国際セミナー「世界の障害者インクルージョン政策の動向」
－ソーシャルファームの経営と障害者支援活動－（2006.1.15）
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/co20060115/index.html

■日英セミナー「障害者のための社会的な仕事と雇用の創出」（2005.1.16）
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/co20050116/index.html

■日英セミナー「障害者のためのソーシャルインクルージョン」（2003.11.24）
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/2003ukjapan/index.html

ドイツソーシャルファームの実地調査報告会
報告書

2014年12月発行

発行者：公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 情報センター

〒162-0052　東京都新宿区戸山1-22-1

TEL：03-5273-0796　FAX: 03-5273-0615

印　刷：シンソー印刷株式会社

©2014 Japanese Society for Rehabilitation of Persons with Disabilities (JSRPD)
All Rights Reserved

報告会事務局
公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会　情報センター
〒162-0052　東京都新宿区戸山1-22-1
TEL:03-5273-0796　FAX:03-5273-0615